

## 令和6年度 第4回市長会議次第

令和7年1月14日(火) 10:30  
栃木県自治会館4階 403会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 栃木県総合政策部長あいさつ

### 3 報告事項

- (1) 会務報告について [資料1]
  - ① 安全・安心の道づくりを求める要望 [資料1-1]
- (2) 外部からの要請・要望等について
  - ① 全日本自治体退職者会栃木県本部 [資料2-1]
  - ② 栃木県退職者連合 [資料2-2]
  - ③ 日本弁護士連合会 [資料2-3]

### 4 協議事項

- (1) 令和6年度栃木県市長会一般会計補正予算(第1号)(案)について [資料3]  
※原案のとおり決定
- (2) 令和7年度法令外負担金審議(案)について  
※原案のとおり決定
  - ① 令和7年度法令外負担金審議の概要 [資料4]
  - ② 審議結果
    - ・令和7年度法令外負担金申請総括表(市町関連) [資料4-1]
    - ・令和7年度法令外負担金申請総括表(市関連) [資料4-2]
    - ・市別負担割額表(総括) [資料4-3]
- (3) 令和7年度栃木県市長会事業計画(案)について [資料5]  
※原案のとおり決定
- (4) 令和7年度栃木県市長会歳入歳出予算(案)について [資料6]  
※原案のとおり決定
  - ① 令和7年度栃木県市長会歳入歳出予算書(案) [資料6-1]

### 5 その他

### 6 閉 会

## 栃木県市長会会務報告

期 日	種 別	概 要
R6. 10. 23 (水)	第3回市長会議	<p>鹿沼市「鹿沼市役所」において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。</p> <p>[報告]</p> <p>(1) 会務報告について</p> <p>① 自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会への要望</p> <p>② 「戸籍振り仮名制度」に係る対応について</p> <p>③ 安全・安心の道づくりを求める要望</p> <p>(2) 全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について（後期）</p> <p>(3) 外部からの要請・要望等について</p> <p>① (公財) 栃木県シルバー人材センター連合会</p> <p>② 栃木県農村女性会議</p> <p>③ 栃木県義務教育振興協議会</p> <p>(4) 栃木県自治会館の建替えについて</p> <p>[協議]</p> <p>(1) 栃木県市長会代表役職の推薦について</p> <p>① 栃木県医療審議会 委 員 矢板市長</p> <p>② 栃木県博物館協議会 委 員 下野市長</p> <p>③ 栃木県農政審議会 委 員 小山市長</p> <p>(2) 県に対する要望について（秋季）15件</p> <p>① 新型コロナウイルスワクチンの定期接種（65歳以上）の費用助成について</p> <p>② 第2子以降保育料等免除事業の対象拡充について</p> <p>③ 栃木県国民健康保険財政安定化基金を活用した財政安定化事業の継続的な実施について</p> <p>④ 土砂等の埋立て等に対する規制強化について</p> <p>⑤ 産業団地整備に係る財政支援について</p> <p>⑥ 商店街での創業者支援の強化と事業承継への支援について</p> <p>⑦ G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催を契機とした国際会議及び国内諸会議の誘致の強化について</p> <p>⑧ 「スマート農業推進のための全県下をカバーするRTK固定基地局の設置について</p> <p>⑨ ハザードマップの作成に係る支援について</p> <p>⑩ 市街化調整区域における地域の実情に合わせた規制の緩和について</p>

期 日	種 別	概 要
		⑪ 住宅耐震化の推進に係る支援について ⑫ 「とちぎ防災人材バンク(仮称)」の創設について ⑬ 大規模校における教頭の複数配置について ⑭ 特別支援学級担当教員の配当基準の見直しについて ⑮ 学校給食費の無償化について ※ 春要望の更新 2件 ① G7大臣会合開催を契機とした国際会議等のMICE推進の強化について ② 急傾斜地の整備や住宅等の耐震化の推進について [その他] ・とちぎ結婚応援企業・団体への登録について ・栃木県次世代衛星通信設備整備更新に係る各市町の経費負担について ・足利銀行から遺贈による寄付制度に関する協定書案の提案
R6. 10. 25 (金)	要 望 書 の 提 出	第3回市長会議で決定した県に対する要望15件について、正副会長が直接知事と面談し、要望書を提出した。
R6. 11. 8 (金)	副市町長等研修会	栃木県自治会館において、市長会、町村会及び市町村振興協会の共催により、次のとおり講演会を開催した。また、足利銀行より「遺贈による寄付制度に関する協定書案の提案」について説明があった。 「起業・創業支援とよろず支援拠点の役割」 「創業支援事例の紹介」 栃木県よろず支援拠点 チーフコーディネーター 須田 秀規 氏 コーディネーター/中小企業診断士 山下 典江 氏
R6. 11. 13 (水)	全 国 市 長 会 各 委 員 会	東京都千代田区「全国都市会館」、「ホテルルポール麹町」、「日本都市センター会館」にて、行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、令和7年度国の施策及び予算に関する重点提言・提言(案)等について協議した。
R6. 11. 14 (木)	全 国 市 長 会 理 事 ・ 評 議 員 合 同 会 議	東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については、原案のとおり決定した。 [報告] (1) 諸会議の開催状況等について (2) 令和7年全国市長会主要会議の開催予定について (3) 令和7年度政府予算対策について (4) その他 [協議] (1) 決議、重点提言、提言について (2) 令和5年度全国市長会決算の認定について (3) 令和7年度全国市長会各市分担金について (4) 副会長の選任について

期 日	種 別	概 要
R6. 11. 26 (火)	令 和 7 年 度 法 令 外 負 担 金 審 議 幹 事 会	栃木県自治会館において、市町関連団体34団体及び市関連団体4団体の法令外負担金について、各市町財政担当課長等による審議を行った。
R6. 11. 26 (火)	要 望 書 の 提 出	安全・安心の道づくりについて、県選出国會議員、国土交通省及び財務省に対し、市長会長及び町村会長、道路整備促進期成同盟会栃木県協議会長、栃木県県土整備事業協議会道路部会長の連名で要望した。【資料1-1】
R6. 11. 28 (木)	要 請 書 の 提 出 ( 全 国 市 長 会 )	11月14日開催の全国市長会理事・評議員合同会議において決定された決議・重点提言(国への秋の要望)について、県選出国會議員に対し要請を行った。

# 要 望 書

道路整備促進期成同盟会栃木県協議会及び栃木県県土整備事業協議会道路部会は、令和六年十月三日に開催した「安全・安心の道づくりを求める県民大会」において記載のとおり決議したところです。また、栃木県市長会及び栃木県町村会においても本決議の趣旨に賛同したところであります。

つきましては、地方の実情を十分認識され、道路整備を着実に推進するための安定的な予算の確保に向けた対策を講じられるなど、決議事項について強く要望いたします。

衆議院議員

船 田 元 様

令和六年十一月二十六日

栃木県市長会

会 長 佐 藤 栄 一

栃木県町村会

会 長 古 口 達 也

道路整備促進期成同盟会栃木県協議会

会 長 古 口 達 也

栃木県県土整備事業協議会道路部会

部 会 長 坂 村 哲 也

## 決 議

国土強靱化の加速化等による安全・安心の確保に向け、次に掲げる項目について強く要望します。

一、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、物価高騰なども踏まえ着実に対策を進めるため、例年以上の規模で必要な予算・財源を確保すること  
また、令和六年能登半島地震などを踏まえ、既設構造物の機能強化などを推進するため、必要な事業規模と期間を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること

一、スマートICや高規格道路の整備を促進するとともに、重要物流道路の更なる指定など、広域道路ネットワークの充実・強化を図ること

一、道路の安全・安心確保に向け、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や、交通安全対策、無電柱化及び自転車利用環境の整備を促進すること

一、有料道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長等による適切な維持管理と更新事業、耐震補強等の機能強化に向けた取組を支援すること

一、生産性向上やカーボンニュートラル推進を図るため、道路交通ネットワークの充実、渋滞対策の実施、地域の拠点となる「道の駅」の機能強化などについて、積極的に取り組むこと

一、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと

これらの項目を踏まえ、地方が求める道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和七年度道路関係予算は、資材価格の高騰や賃金水準などの上昇も加味した上で、所要額を確保すること。

また、国土強靱化の推進に加え、地域経済を支えるため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成すること。

令和六年十月三日

栃木県 安全・安心の道づくりを求める県民大会

○令和6年度安全・安心の道づくりを求める県民大会決議要望先一覧

【県内】 令和6年10月7日(月)要望

	団体名
1	自由民主党栃木県支部連合会
2	立憲民主党栃木県総支部連合会
3	公明党栃木県本部
4	日本維新の会栃木県総支部

【国】 令和6年11月26日(火)要望

※安全・安心の道づくりを求める全国大会後

	所属	職名	氏名(敬称略)
1	国会議員	衆議院議員	船田 元
2		衆議院議員	福田 昭夫
3		衆議院議員	築 和生
4		衆議院議員	藤岡 隆雄
5		衆議院議員	茂木 敏充
6		衆議院議員	五十嵐 清
7		衆議院議員	佐藤 勉
8		衆議院議員	山口 良治
9		参議院議員	上野 通子
10		参議院議員	高橋 克法
11	国土交通省	道路局長	山本 巧
12		道路局次長	佐々木 俊一
13		道路局官房審議官	橋本 雅道
14		道路局総務課長	石和田 二郎
15		道路局企画課長	小林 賢太郎
16		道路局国道・技術課長	西川 昌宏
17		道路局環境安全・防災課長	水野 宏治
18		道路局高速道路課長	松本 健
19		都市局街路交通施設課長	青柳 太
20	財務省	財務大臣	加藤 勝信
21		財務副大臣	横山 信一
22		財務副大臣	斎藤 洋明
23		財務大臣政務官	瀬戸 隆一
24		財務大臣政務官	進藤 金日子
25		事務次官	新川 浩嗣
26		財務官	三村 淳
27		主計局長	宇波 弘貴
28		主計局次長	前田 努
29		主計局次長	中山 光輝
30		主計局次長兼企画調整総括官	吉野 維一郎
31		主計局総務課長	有利 浩一郎
32		主計局主計官	菅野 裕人

2024年11月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄一 様

全日本自治体退職者会栃木県本部  
(自治退栃木県本部)

会長 金子 安男 様



## 要 請 書

日頃より、地方自治の前進のためご尽力されている貴職に心より敬意を表します。

さて、私たち自治退栃木県本部は、栃木県並びに県内の市・町や関連団体等で公共サービスに携わってきた職責で組織している退職者会です。第一線を退いてはいますが、その経験と知識を地域の中で貢献できるよう活動を進めています。

今回、7月26日に開催された地方公務員退職者協議会（地公退）第55回定期総会で決定した要求書に沿って、下記の点について要請しますのでご検討いただき、意見交換の場を設定いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 年金について

- (1) 年金制度とその財政を安定させるため、雇用の安定・賃の内上、賃金改善、次世代育成支援の充実を図ること。
- (2) 現受給者の年金を守るとともに、将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できるよう、マクロ経済スライド制度による年金額調整のあり方について、現受給者をはじめ関係者の意見を、全国市長会を通じ国に反映すること。
- (3) 基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長し、延長に伴い生じる基礎年金給付金増については、その1/2 国庫負担を堅持して必要財源を確保するよう、全国市長会を通じ国に求めること。
- (4) 地方公務員共済長期積立金は、運用収益目標を達成するとともに、国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿った運用拡充を図り、適正に運用するよう全国市長会を通じ国並びに関係団体に申し入れること。

## 2. 地域包括ケアネットワーク基盤整備について

- (1) 「まちづくり」と一体で、入院・通院、入所・通所、訪料の最適形態により、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション、介護のサービスを提供する地域包括ケアネットワークを、県・町と連携し実現すること。
- (2) 地域包括ケアネットワークの基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施設、高齢者住宅、小規模多機能型居宅介護施設などの今後の需要増に対する計画的整備のため、適切な財政措置を講ずるよう全国市長会を通じ国に求めること。

## 3. 生活保護・生活困窮者自立について

- (1) 生活保護水準を切り下げて受給者の権利を抑制することは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼすので、速やかに復元するよう全国市長会を通じ国に求めること。
- (2) 生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため県・町と連携して、確実な事業実施を図ること。



## 4. ジェンダー平等について

- (1) 県・町と連携し、社会全体でジェンダー平等が実現するよう努めること。
- (2) 各市並びに関連団体におけるジェンダー平等に向け、職場環境の調査・整備に努めること。

## 5. デジタル化について

- (1) 内容が未熟なまま拙速に成立したデジタル化一括法は、高齢者の利用基盤が欠如していることに加え、強権支配につながる個人情報保護の形骸化、地方自治否定など多くの問題が含まれているので見直すよう、全国市長会を通じ国に求めること。
- (2) マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にし、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行の健康保険証を存続させるよう、全国市長会を通じ国に求めること。

2024年12月10日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄一 様

栃木県退職者連合

会長 有野 一



## 社会保障制度等に関する要請書

日頃より、住民生活の向上と地方自治の発展のため、ご尽力されている貴職に対しまして、深く敬意を表します。

さて、私たちは現役世代を退いた勤労者の退職者組織として、すべての高齢者が安心して暮らせる社会を目指し、諸活動を進めております。

社会保障制度は、高齢者の日常生活の安定の拠り所であり、早期の充実が望まれます。社会保障制度の基本は、国の所管事項であります。運営、実務を担う地方自治体の立場から、制度の充実と改善を強くお願いするものであります。

つきましては、下記のとおり要請いたします。貴職を通じた対応や、国、県への働きかけなど、ご尽力をお願い申し上げます。

### 記

- 1 添付の「2024年度社会保障制度等に関する要請事項」の実現を図ること。

以上

## 2024年度社会保障制度等に関する要請事項

### 1. 社会保障機能強化のための改革とその財源確保

社会保障諸制度(年金・医療・介護等)の機能強化のために改革を進めること。それに要する財源確保のため基幹三税を軸とする適切な税負担と能力に応じた社会保険料負担とすること。

制度改革とその財源確保を円滑に進めるために納税者・被保険者と誠実に協議し、合意形成を図ること。

### 2. 地域包括ケアネットワークの確立

#### (1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、地域包括ケアを推進すること。

#### (2) サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。

#### (3) 地域共生社会構築の推進・ケアラー支援

改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」を円滑かつ具体的に推進することを自治体に促し、能動的にヤングケアラーなど支援を必要としている者の早期発見・支援を進めること。

#### (4) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリ・保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。そのための財政基盤を整備すること。全産業の平均を大きく下回るこれら従事者の賃金を改善するため、職種や雇用形態にかかわらず、賃金ガイドラインを策定し、関連事業所で働く全労働者に賃金改善が及ぶ仕組みとすること。これらの社会的な処遇改善領域においては、事業主に対して賃金支払いの正確なデータ整備と報告義務化によりその執行状況を可視化すること。

### 3. 医療制度

#### (1) 公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

## (2) 応能負担

- ①医療保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。
- ②現行医療保険制度の下で自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

## (3) 医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進 目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護連携におくこと。また、「かかりつけ医」機能を持つ医師・医療機関の普及を促進し、医療機関の機能分化・連携を図ること。

## (4) 在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充をはかること。

## (5) 感染症対策と公衆衛生

- ①今後の感染症に備えるため、94年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。その結果に基づいて中長期展望をもった体制整備をはかること。
- ②公衆衛生を担う人材育成・確保をはかるとともに、現在過酷な条件下で献身している医療機関とその労働者に対して適切な支援をすること。
- ③感染拡大を防ぐため、検査体制の充実や安全性を確認したワクチンの速やかな接種をはじめ、万全の対策を尽くすこと。
- ④感染症対策を進めるにあたっては強権によることなく、必要な支度を実施することによる市民の理解と協力を基本とすること。
- ⑤感染状況や対策の情報を適時、的確に提供すること。

## (5) 生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

高齢期の医療においては患者が自身の尊厳をより保ち得る生活の実現を目的とした援助を重視すること。また、終末期医療においては本人の意思（リビング・ウィル）を尊重する延命措置回避や在宅看取りを支える仕組みの整備を急ぐこと。

## (7) 高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方の再検討

- ①2022年10月から新たに設定された“診療段階における「自己負担2割」”の対象について、今後改定しようとするときは被保険者・医療従事者に対する十分な説明により合意を得ること。

- ②「現役並み」所得がある高齢者の窓口負担や利用料の「3割負担」の対象拡大については、今後の保険収支の状況を見通す中で被保険者と誠実に協議し、合意を得ること。
- ②入院時の食費の基準見直しは暮らしに直結する問題であり、家計の状況を見極めた上で、介護保険の基準費用額を参照すること。

#### 4. 介護保険制度

##### (1) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者は18歳未満を除く医療保険加入者全体に拡大すること。従来障害者総合支援法による給付を利用してきた者が介護保険に加入した場合、水準低下を起こさないよう福祉給付を維持すること。

##### (2) 介護労働者の処遇改善

- ①一部サービスにおける人員配置基準切り下げを行わないこと。
- ②処遇改善加算を引き続き改善するとともに、対象サービスを拡大すること。
- ③加算については政策誘導の手段としないこと。各種加算については、事業所の取り組みを評価する内容に改めること。
- ④将来にわたり質の高い介護サービスを利用することができるよう、介護労働者の処遇・労働環境の改善と専門性の維持・向上のため、必要な人件費をはじめとする経費の確保を行うこと。

##### (3) 介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

- ①介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、レスパイト(休養)保障施策をはじめとする家族介護支援事業を体系的に整備すること。
- ②被介助者・介助者双方によるハラスメント防止に努めること。

##### (4) 介護保険制度の応能負担

- ①介護保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。
- ②介護保険の利用者負担
  - ア. 医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ利用者負担割合は原則1割を維持すること。
  - イ. 所得を反映する利用者負担が存続する間の2・3負担者の所得基準は、当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。サービス利用時の自己負担について、率・対象を変更しようとするときは、受給者が利用断念に陥ることのないよう、本人・家族に対する十分な説明と合意を得ること。
  - ウ. 自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提議されて

いるが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正統な資産把握実務の困難性、など本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

(5) 認知症対策基本法の確実な運用と社会的損害制度の創設

- ①認知症対策基本法に基づき施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し、認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。
- ②認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。
- ③認知症患者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、国として事故発生時に家族に過剰な責任を負わせない損害賠償制度を整備すること。

(6) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充をはかること。

- ①医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。
- ②ケアマネジャーの育成・研修を充実し、適正に配置すること。
- ③在宅生活の限界を高める小規模多機能型居宅介護および、看護小規模多機能型居宅介護の設置を促進するとともに介護報酬、特に軽度サービスの報酬を改善し、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充をはかること。
- ④要介護Ⅰ、Ⅱの高齢者に対するサービスを市町村総合事業に移行しないこと。また、在宅高齢者の生活を支えている訪問介護における「身体介護」と「生活援助」を分断することなく一体的に連携するサービス体系とすること。
- ⑤2024年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は次期改定を待たず速やかに復元・改善すること。

(7) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ①特別養護老人ホームの整備・拡充をはかるとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善をはかること。多床室の入居者負担を増額しないこと。
- ②規制改革推進会議で検討されている介護施設の職員配置基準、施設基準の切り下げは直ちに撤回すること。
- ③低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充をはかること。
- ④介護老人保健施設や介護医療院の多床室は、特養と違って面積も狭く、

プライバシーの保護も不十分で、入所者は自宅を維持している場合も多いことから、室料の負担を導入するにあたっては、高齢者負担の全体的見直しを検討すること。

## 5. 貧困・低所得者対策

### (1) 生活を直撃する物価高騰対策

- ①物価高騰への緊急対策として、低賃金労働者、低年金者、要介護世帯、子育て世帯、生活保護世帯、勤労学生などへのきめ細かな現金給付を中心とした支援を実施すること。また、便乗値上げの監視を強化すること。
- ②健康で文化的な生活を保障するための育児・教育、住宅、医療などに関わる公的な給付の充実に努めること。

### (2) 生活保護

- ①生活保護基準は、憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、全国消費実態調査を口実にして受給者の生活を直撃する切り下げはしないこと。
- ②適用申請に対して違法に制約を加えることの無いよう全ての実施機関に周知徹底を図ること。

### (3) 自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法にもとづき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

### (4) 低所得高齢単身女性問題に関する要求実現

- ①低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、速やかに法的措置を講じ、体系的・計画的施策を進めること。
- ②低年金者等の生活支援のため、年金生活者支援給付金の確実な支給を行うこと。
- ③「男性稼ぎ主」モデルを前提とした第3号被保険者制度や、遺族厚生年金を社会状況の変化に合わせて見直しをはかること。
- ④高齢者の孤独・孤立対策の窓口である各市町村の社会福祉協議会の充実強化を図るとともに、NPOはじめその他支援団体と有機的な連携を確立すること。
- ⑤高齢女性に対して、郵便投票や送迎の検討など投票環境の整備に取り組むこと。

### (5) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

- ・(6)「フードバンク」と「こども食堂」への支援  
「フードバンク」と「こども食堂」の設置状況について、都道府県・市区町村ごとに調査し、行政として財政的運営支援を行うこと。

## 6. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

### (1) 国・自治体が一体となった取り組みの推進

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、街づくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

### (2) バリアフリーへの取り組み

高齢者・障がいのある人などの移動を円滑にするバリアフリー施策を加速すること。

### (3) 道路交通環境の改善

バスなどの道路交通環境改善について、バス専用・優先レーンの設置公共交通車両優先システムによる改善をさらに進めること。また、安全輸送を確保するためバスベイ・停留所・自転車レーンの整備をはかること。

### (4) 地域事情等により移動手段に困る高齢者への支援

事故防止の観点から運転免許証を返納した者も含め、過疎化や地域事情・家庭事情等により、高齢者が社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき必要な移動手段を整えること。

## 7. 社会保障としての住宅

### (1) すまいの保障—住宅困窮者の社会的解消

人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系とすること。特に、低所得高齢者の安心な住まいの確保のため関係法・制度を総合して、地域共生社会・地域包括ケアネットワークの軸になる安心して暮らせる居住の場を社会的に整備、充実すること。

①新住宅セーフティネット法に基づく、「高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録」の拡大、「バリアフリー化のためなどの登録住宅改修・入居者への経済的支援」、「要配慮者居住支援」について実施状況を分析の上、周知と事業充実をはかること。

②公営住宅について需要調査にもとづき増設し、「身元保証人」廃止に向けて各自治体の条例改正を進めること。

③単身高齢者がしばしば困難に直面する入院・入居・居住継続時の身元保証等について、地域居住支援事業・居住支援協議会・地域支援事業・身元保証等高齢者サポートサービスの活用など、当事者本位で相談・支援・情報提供の施策を推進すること。

(2) “過剰住宅” “老朽時対策を欠く住宅” を生まない住宅政策  
市場主導で進行している「人口動向と整合しない過剰な住宅建設」を生じない都市計画とすること。市民の納税を得ながら、農耕地の虫食いの開発、人口減少による空き家・空地の増加など都市のスポンジ化を是正してコンパクトシティ化をはかること。

## 8. ジェンダー平等

(1) 「第5次男女共同参画基本計画」の実施、社会制度・慣行の見直し

①ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法にもとづく「第5次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。

②学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。

③政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

④家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。

⑤女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、就労女性の待遇改善と正規雇用化への対応をはかること。

(2) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策推進

①DVや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのために「ILO第190号条約」の批准を進めること。

②一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期実現すること。

(3) 「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准

女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」を早期批准すること。

(4) 「ILO第111号条約」の早期批准

国内法を整備し、「ILO第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）」を早期批准すること。

9. 「食」の安心・安全・安定、持続可能な農業と支える地域の活性化

①安心・安全で安定的な食料を確保（食料安全保障の確立）するため、貿易に過度に依存することなく、食料自給率の向上と生産基盤である地域農業の活性化を図ること。また、新たな食料・農業・農村基本法による施策の具体化にあたっては、以下の点を踏まえること。

- ア. 生産者・消費者に理解と納得が得られる「農畜産物の適正価格」となるよう努めること。
- イ. 環境保全はもとより、生産者の所得確保に配慮した直接支払い制度とすること。
- ウ. 食品アクセスの充実・強化にあたっては、社会問題化している食の格差・貧困対策はもとより、買い物困難地域などにも配慮すること  
また、フードロスの解消を図ること。

10. 不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

以 上

日弁連総第39号  
2024年(令和6年)12月20日

都道府県市長会会長 各位

日本弁護士連合会  
会長 淵上 玲子  
(公印省略)

罹災証明書に係る住家被害認定調査票(写し)の交付に関する意見書について(要望)

当連合会は、別紙のとおり、罹災証明書に係る住家被害認定調査票(写し)の交付に関する意見書を取りまとめましたので、提出します。  
つきましては、同意見書の趣旨の実現を要望します。

添付書類

罹災証明書に係る住家被害認定調査票(写し)の交付に関する意見書





## 罹災証明書に係る住家被害認定調査票（写し）の交付に関する意見書

2024年（令和6年）12月19日

日本弁護士連合会

### 第1 意見の趣旨

- 1 市区町村は、被災者から求めがあったときは、罹災証明書記載の被害の程度の根拠資料である住家被害認定調査票の写しを、速やかに交付すべきである。
- 2 国は、市区町村に対し、被災者からの求めがあったときは、罹災証明書記載の被害の程度の根拠資料である住家被害認定調査票の写しを、速やかに交付するよう通知するとともに、「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」（令和6年5月）を改定し、これを明記すべきである。

### 第2 意見の理由

#### 1 被災者支援制度と罹災証明書（住家被害認定）の関係

被災者に関する支援制度の多くは、その適用の可否等について、災害対策基本法第90条の2に基づいて市町村が発行する罹災証明書に記載された被害の程度（以下「住家被害認定」という。）を基準としている。そのため、住家被害認定に誤りがあった場合、被災者は、多くの支援制度について、本来受けられるはずだった支援をことごとく受けられなくなったり、受けられる支援の規模がことごとく小さくなったりするなど、重大な不利益を被ることになる。

その範囲は、仮設住宅の供与の有無、災害救助法所定の応急修理制度利用の可否及びその額、公費解体の可否及びその額、被災者生活再建支援金の受給の可否及びその額、災害公営住宅入居の可否などに加え、義援金の受給の可否及びその額や民間の各種支援制度の受給の可否及びその額など多岐に及んでおり、住家被害認定の内容は、被災者にとっての最大の関心事の一つといっても過言ではない。

なお、災害対策基本法において特別区は市と等しく扱われている（災害対策基本法第110条）ため、以下では市町村と特別区を合わせて「市区町村」という。

#### 2 住家被害認定調査票の写しの交付が必要である理由

##### (1) 問題の所在

住家被害認定は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の区分でなされる。どのような被害が全壊等に該当するかの検討について、内閣府（防災担当）は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月）（以下「被害認定基準運用指針」という。）を定めて公表しており、被災地の市区町村は被害認定基準運用指針を参照して認定作業を行っている。

しかし、災害発生に対する備えの程度は市区町村によって大きく異なる上に、大規模災害が発生した場合、被災地の市区町村は様々な業務に忙殺され、人員不足等の状況に陥ることもあるため、住家被害認定の事務運用についてはこれまで様々な問題が指摘されてきた。その問題の一つに、住家被害認定の根拠資料である住家被害認定調査票の開示が受けられないという点がある。

(2) 住家被害認定調査票が住家被害認定に対する再調査等の要否の検討に必要不可欠であること

① 内閣府（防災担当）が公表している「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（令和6年5月）（以下「被害認定業務実施体制の手引き」という。）では、住家被害認定に不服のある被災者は、第2次調査や再調査（以下「再調査等」という。）を依頼することができるとしており、この場合、市区町村は再調査等を行うとされている。例えば令和6年能登半島地震の被災地のうち、特に被害が大きかった8市町では、第1次調査を行った約3万8700棟のうち約1万4200棟について第2次調査が実施されたと報じられている。

「全壊」以外の住家被害認定を受けた被災者は、そのまま認定結果を受け入れるか、あるいは再調査等を依頼するかを検討することになるが、市区町村から、再調査等を実施した場合、不利益に見直されることもあるという説明を受けることがあるため、被災者は慎重な検討を余儀なくされている。この検討に際し必要となるのが、住家被害認定の根拠資料である住家被害認定調査票である。

住家被害認定のうち、地震被害における第1次調査及び第2次調査、水害被害における第2次調査、風害被害による調査等ほとんどの場合は、被害認定基準運用指針に基づき住家被害認定調査票が作成され、住家被害認定調査票記載の合計点数によって住家被害認定の結論が導き出されている。具体的には、合計点数が50点以上は「全壊」、40点以上50点未満

は「大規模半壊」、30点以上40点未満は「中規模半壊」、20点以上30点未満は「半壊」、10点以上20点未満は「準半壊」、10点未満は「準半壊に至らない（一部損壊）」、という内容である。つまり、住家被害認定調査票には、住家被害認定における「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の理由・根拠に相当する内容が記載されている。

そして、例えば「準半壊」と認定された場合であっても、住家被害認定調査票記載の合計点数が19点の場合もあれば10点の場合もある。19点であれば再調査等により少しでも被害状況の見落としが見つかれば20点以上となり「半壊」となる可能性が見込める上に、再調査等により少しの減点が明らかになったとしても10点を切る可能性は低いであろうとの予測がつきやすく、再調査等を依頼するという判断が可能になる。

このように、再調査等を依頼するか否かを検討するに際しては、住家被害認定調査票に記載された合計点数等の内容を把握することが重要であるが、被災者は住家被害認定調査票の開示を受けない限り、その内容を知ることができない。

- ② また、住家被害認定調査票の開示を受ける利点は、合計点数の把握のみにとどまらない。住家被害認定調査票における点数は、多岐に渡る調査項目の点数の合算・積上げであるところ、合計点が19点や10点という極端な場合以外の多くの場合、合計点の把握のみでは再調査等の依頼の要否を判断・検討することは困難となる。例えば、15点や14点等の場合には、合計点数だけでは再調査等について判断することが難しい。この点、住家被害認定調査票の写しの交付を受け、これを基に建築士等の専門家に相談し、ときには実際の家屋の状態と比較検討してもらい、住家被害認定調査票に記載漏れとなっている被害の有無や記載されている損傷の程度や割合の妥当性の確認をしてもらうことで、再調査等を依頼すべきか否かについて適切な判断を下せるようになるのである。

#### ④ 住家被害認定の透明性の確保

- ① 以上の点に関し、内閣府（防災担当）は、被害認定業務実施体制の手引き124頁において、「罹災証明書交付時等に申請者に対して即座に該当の調査票を取り出して判定根拠を説明できるように保管します」とし、また被害認定基準運用指針12頁において、「調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記

録、整理しておく」とするなど、被災者から求められたときは、住家被害認定調査票や損傷状況の分かる写真等を取り出して説明・情報提供することを前提に、それぞれを保管・記録・整理すること等を求めており、被災自治体はこれらに基づいて保管・記録・整理をしている。

- ② これらの趣旨を踏まえ、現に、被災者の求めに応じて住家被害認定調査票の写しを交付している市区町村もある。しかし、罹災証明書の交付は自治事務と解されており、住家被害認定調査票の写しを交付するか否かは市区町村の裁量に委ねられている上、被害認定業務実施体制の手引きにも明確な記載はない。そのため、例えば令和6年能登半島地震の被災地においても、住家被害認定調査票の写しの交付を拒まれたという相談が相当数寄せられている。
- ③ 行政処分の理由の提示を定めた行政手続法第8条には、処分理由を申請者に明らかにすることにより、透明性の向上を図るとともに、不服申立てに便宜を与える趣旨があると解されている。

住家被害認定は一般に行政処分とは解されておらず、再調査等は、被害認定業務実施体制の手引きに定められた運用上の不服申立手続に通ぎない。しかしながら、住家被害認定の重要性に鑑みれば、住家被害認定の透明性の向上を図るとともに、被災者に再調査等の便宜を与えることは極めて重要であるから、被災者から求めがあったときは住家被害認定調査票が速やかに開示されるべきである。

また、再調査等の依頼の要否を検討するに際しては、前述したとおり、住家被害認定調査票の写しを基に建築士等の専門家に相談し、ときには実際の家屋の状態と比較検討してもらう必要がある。したがって、開示の方法としては、窓口において住家被害認定調査票を提示する、あるいは口頭で点数を伝えるといった方法では不十分であり、住家被害認定調査票自体の写しを重面で交付するという方法が必要である。

- ④ なお、住家被害認定調査票は、各住家が被った被害を客観的に評価した調査票であるから、住家の被害状況というプライバシーに関する情報でもあり、市区町村には慎重な対応が求められる。しかしながら、当該住家の所有者、賃借人等の従前の占有者との関係においては、これを開示したとしても不利益が生じることは考え難い。

行政の意思形成過程との関係でみても、罹災証明書に記載する住家被害認定については、内閣府（防災担当）作成の実施体制、基準等に基づいて

実施し、所定の手順に基づいて住家被害認定調査票を作成するという客観的な方法で実施されるものであるから、その写しを交付したからといって、行政の意思形成過程に不当な影響を与えるということはない。

むしろ、住家被害認定の透明性の向上という観点からすれば、被災者に対して広く住家被害認定調査票の写しを交付し、住家被害認定理由を点数という客観的な指標で示すことが有益である。

### 3 自己情報開示請求に期待するのでは不十分である理由

住家被害認定調査票の開示を受ける方法としては、個人情報の保護に関する法律に基づく自己情報開示請求（同法第76条）の利用も考えられるところである。

しかし、大規模震災後の住家被害認定の件数は数万件に及ぶところ、その被災者一人一人に自己情報開示請求の方法を選択させることは、被災者及び市区町村双方の負担の面で現実的ではない。

また、罹災証明等は当該物件の賃借人等の占有者と所有者がそれぞれに交付を受ける可能性があるところ、開示請求者以外の情報であるとして、いずれかにおいて開示を受けられない可能性もある。

さらに、そもそも自己情報開示請求については、非開示情報に該当するとして開示されない可能性があり、そうでないとしても、市区町村ごとに判断が異なり混乱を来す可能性もある。

よって、被災者が住家被害認定調査票の開示を受ける方法として、個人情報の保護に関する法律に基づく自己情報開示請求の活用に期待するのは妥当とは言えない。

### 4 国による対応の必要性

前述したとおり、市区町村は、被害認定業務実施体制の手引きに基づき、住家被害認定調査票を被災者への説明・情報提供のために整理・保管している。こうして整理・保管された住家被害認定調査票の写しは、令和6年能登半島地震の被災地においても、被災者に交付され、それが建築士等の専門家への相談に活用され、これらを踏まえた再調査等により認定が見直された例も一定数存在する。

しかし、その一方で、これまでに相当数の被災地において、市区町村が住家被害認定調査票の写しの交付に応じないために、被災者において再調査等を依

頼るか否かの検討に支障を来す例が相当数発生しており、このような事態は令和6年能登半島地震の被災地でも見られる。

我が国の市区町村の数は1700を越えるところ、災害がいつ、どこで発生しても不思議でないことを踏まえれば、住家被害認定調査票の写しの交付に応じない市区町村に対して、個別に働きかけるだけでは問題は解消されない。

内閣府（防災担当）から全国の市区町村に対し、被災者からの求めがあったときは、罹災証明書記載の被害の程度の根拠資料である住家被害認定調査票の写しを速やかに交付するよう明確に通知するとともに、被害認定業務実施体制の手引きを改定し、同旨の定めを設け、この点を明示すべきである。

## 5 住家被害認定調査票の写しの交付がもたらす効果

「全壊」「半壊」等の認定について、現行の被害認定基準運用指針と被災者自身の想定との乖離が大きく、過去の被災地では、多くの被災者が、住家被害認定に疑問を拒き、建築士等に相談をしたり、被災自治体等に再調査等を依頼するなどしている。令和6年能登半島地震の被災地でも、再調査等が多数実施されていることは既に述べたとおりである。

また、現状では、住家被害認定調査票が市区町村から開示されない例が相当数あるため、被災者自身はもちろん、専門家においても、住家被害認定の妥当性を検証することができず、納得できないのであればひとまず再調査等を申請してはどうかと助言せざるを得ない状況が発生している。こういった状況が、結果として、再調査等の依頼件数の増加という事象を生じさせ、ときに被災地の市区町村の業務を圧迫しているのである。

さらに、令和6年能登半島地震の被災地では、再調査等について問い合わせてきた被災者に対し、殊更、再調査等により住家被害認定が不利益な方向に変更される可能性が強調されて説明がなされ、被災者が思い悩んでストレスを抱えたり、再調査等の依頼を控えたりするという事象が発生している。また、被災者が住家被害認定に納得する（つまり再調査等を依頼しないと判断する）まで、罹災証明書自体を事実上交付しないという運用を採る市区町村もあるなど、事態は深刻化しており、看過できない状況にある。

住家被害認定調査票の写しの交付は、こういった問題状況を一変させる可能性がある。

まず、被害認定基準運用指針はウェブサイトで公表されており、被災自治体の職員も、短時間の研修等を受けて被害認定業務に従事している。そのため、

住家被害認定調査票の写しさえ手元があれば、被災者自身においても、ウェブサイト公表されている基準や参考資料と見比べることで、ある程度、住家被害認定調査票の記載の妥当性を検討することができるようになる。さらに、住家被害認定調査票の写しを手元にある状態で建築士等の専門家に相談した場合、専門家は記載された点数と実際の家屋の状態を一つ一つ照らし合わせることで、その妥当性を高い精度で検証することが可能となる。

すなわち、住家被害認定調査票の写しの交付は、再調査等の要否の適切な判断に資するものであり、このような検討・判断を通じて申請された再調査等は検討事項も明確となり、判断の精度も向上すると見込まれる。その結果、被害実体と乖離した認定の見直しが促進され、住家被害認定の一層の適正化を期待し得る可能性がある。さらに、必要性の乏しい再調査等の申請等を抑縮させ、被災市区町村の負担を軽減させる可能性もある。

## 6 結論

被災者支援制度の多くが住家被害認定に紐付いていることから、過去の被災地では、罹災証明書の申請、発行、再調査等に関するトラブルが相当数発生してきた。

令和6年能登半島地震では、被災地の市町村から、被災者に対し、認定が不利益に変更される可能性ばかりを強調した説明が行われたり、認定に納得しない被災者には罹災証明書が交付されないという対応もなされており、適切な運用がなされているとはおおよそ言い難い状況にある。

この状況を改善するために、市区町村は、被災者から求めがあったときは、罹災証明書記載の被害の程度の根拠資料である住家被害認定調査票の写しを適やかに交付すべきであり、国は、被災者が求めたときは、住家被害認定の根拠資料である住家被害認定調査票の写しを交付するよう、全国の市区町村に通知するとともに、被害認定業務実施体制の手引きを改定すべきである。

以上の次第であるから、第1記載の措置を講じるべきである。

以上



## 令和6年度栃木県市長会一般会計補正予算(第1号)

令和6年度栃木県市長会の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月14日提出

栃木県市長会長 佐藤 栄一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款・項	予算現額	補正額	補正後の額	目	節	補正額
1 分 担 金 及 び 負 担 金	21,924	200	22,124			
1 負 担 金	21,924	200	22,124	1 負 担 金	2 人 件 費 金	200
2 補 助 金	8,721	0	8,721			
3 繰 入 金	1	0	1			
4 繰 越 金	350	607	957			
1 繰 越 金	350	607	957	1 繰 越 金	1 前 年 度 金	607
5 諸 収 入	2	0	2			
歳 入 合 計	30,998	807	31,805			807

歳 出

(単位:千円)

款・項	予算現額	補正額	補正後の額	目	節	補正額
1 会 議 費	1,595	0	1,595			
2 総 務 費	24,733	450	25,183			
1 総務管理費	24,733	450	25,183	1 一般管理費	2 給 料	220
					3 職員手当等	230
3 事 業 費	2,451	0	2,451			
4 諸 支 出 金	2,039	0	2,039			
5 予 備 費	180	357	537			
1 予 備 費	180	357	537	1 予 備 費	予 備 費	357
歳 出 合 計	30,998	807	31,805			807

【予算補正の理由】

歳 入

- ・ 1款1項1目負担金の人件費負担金(事務局長兼務に係る町村会から市長会への負担金)について、給与改定などに伴い増額補正するもの
- ・ 4款1項1目繰越金の前年度繰越金について、令和5年度決算の確定に伴い増額補正するもの

歳 出

- ・ 2款1項1目一般管理費の給料及び職員手当等について、給与改定などに伴い増額補正するもの
- ・ 5款1項1目予備費の予備費について、前年度繰越金の増額に伴い、増額補正するもの

## 令和6年度栃木県市長会一般会計補正予算（第1号）

令和6年度栃木県市長会の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月14日提出

栃木県市長会  
会長 佐藤 栄一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	予算現額	補正額	補正後の額	備考
1 分担金及び負担金	21,924	200	22,124	
2 補助金	8,721	0	8,721	
3 繰入金	1	0	1	
4 繰越金	350	607	957	
5 諸収入	2	0	2	
歳入合計	30,998	807	31,805	

(歳出)

(単位:千円)

款	予算現額	補正額	補正後の額	備考
1 会議費	1,595	0	1,595	
2 総務費	24,733	450	25,183	
3 事業費	2,451	0	2,451	
4 諸支出金	2,039	0	2,039	
5 予備費	180	357	537	
歳出合計	30,998	807	31,805	

2 歳 入 ※抜粋

第 1 款 分担金及び負担金

第 1 項 負担金

(単位:千円)

目	予算現額	補正額	補正後の額	節				説明
				区分	予算現額	補正額	補正後の額	
1 負担金	21,924	200	22,124	1 各市負担金	18,875		18,875	法令外負担金 (均等割 50% 人口割 50%)
				2 人件費 負担金	3,049	200	3,249	栃木県町村会

第 4 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位:千円)

目	予算現額	補正額	補正後の額	節				説明
				区分	予算現額	補正額	補正後の額	
1 繰越金	350	607	957	1 前年度 繰越金	350	607	957	

3 歳 出 ※抜粋

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	予算現額	補正額	補正後の額	節				説明
				区分	予算現額	補正額	補正後の額	
1 一般管理費	24,733	450	25,183	1 給料	8,474	220	8,694	事務局職員
				2 職員手当等	5,871	230	6,101	事務局職員
				3 共済費	2,535		2,535	厚生年金 健康保険 職員厚生費
				7 報償費	120		120	退任市長記念品代等
				8 旅費	490		490	職員旅費
				9 交際費	100		100	市長への慶弔費等
				10 需用費	178		178	消耗品費・食糧費 印刷製本費 修繕費
				11 役務費	166		166	通信運搬費 手数料 広告料
				12 委託料	100		100	委託料
				13 使用料及び 賃借料	2,069		2,069	事務所使用料 会議室借上料 事務機器等賃借料
				17 備品購入費	1		1	
				18 負担金・補助 及び交付金	4,629		4,629	事務組合人件費負担金 関東支部負担金 都市問題会議負担金

第 5 款 予備費

第 1 項 予備費

(単位:千円)

目	予算現額	補正額	補正後の額	節				説明
				区分	予算現額	補正額	補正後の額	
1 予備費	180	357	537	予備費	180	357	537	

## 令和7年度法令外負担金(市町関連)申請総括表

(単位:円)

	令和7年度申請額 (A)			令和7年度幹事会査定額 (B)			申請額と査定額との比較 (B)-(A)			令和6年度決定額 (C)			令和7年度査定額と令和6 年度決定額との比較 (B)-(C)			
	市	町	合計	市	町	合計	市	町	合計	市	町	合計	市	町	合計	比較 (%)
平年度事業	50,499,300	10,669,100	61,168,400	50,007,750	10,471,150	60,478,900	△ 491,550	△ 197,950	△ 689,500	49,502,200	10,341,700	59,843,900	505,550	129,450	635,000	1.1
単年度事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
合計	50,499,300	10,669,100	61,168,400	50,007,750	10,471,150	60,478,900	△ 491,550	△ 197,950	△ 689,500	49,502,200	10,341,700	59,843,900	505,550	129,450	635,000	1.1

## 令和7年度 法令外負担金 申請団体 (市町関連) 審議結果一覧表

平年分申請団体 (34団体)

(単位:円)

No.	団体名	区分	令和7年度 申請額	令和7年度 決定額	令和6年度 決定額	比較		負担金算出基礎		審議結果
						(R7決定額-R6決定額)		令和7年度	令和6年度	
1	栃木県人権擁護 委員連合会	市負担金	3,295,700	3,295,700	3,295,700	0	100.0%	人口割 1人当り 1.94円 (令和2年度国勢調査確定値)	人口割 1人当り 1.94円 (令和2年度国勢調査確定値)	申請どおり
		町負担金	453,300	453,300	453,300	0	100.0%			
		計	3,749,000	3,749,000	3,749,000	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	4,350,590	—	4,350,200	—	100.0%			
2	公益財団法人 栃木県消防協会	市負担金	4,113,000	4,113,000	4,116,200	△ 3,200	99.9%	1 人口割 30% (令和2年度国勢調査確定値) 2 世帯数割 30% (令和2年度国勢調査確定値) 3 消防職・団員数割 20% (令和5年10月1日現在の員数) 4 均等割 20%	1 人口割 30% (令和2年度国勢調査確定値) 2 世帯数割 30% (令和2年度国勢調査確定値) 3 消防職・団員数割 20% (令和4年10月1日現在の員数) 4 均等割 20%	申請どおり
		町負担金	1,018,500	1,018,500	1,015,300	3,200	100.3%			
		計	5,131,500	5,131,500	5,131,500	0	100.0%			
		県負担金	5,164,400	—	5,164,400	—	100.0%			
		予算額	21,811,400	—	21,454,400	—	101.7%			
3	栃木県連合戸籍住民 基本台帳事務協議会	市負担金	200,600	200,600	200,600	0	100.0%	1 人口割 1人当り 0.09円 (令和2年国勢調査確定値) 2 均等割 1市町 3,400円	1 人口割 1人当り 0.09円 (令和2年国勢調査確定値) 2 均等割 1市町 3,400円	申請どおり
		町負担金	58,500	58,500	58,500	0	100.0%			
		計	259,100	259,100	259,100	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	329,000	—	336,000	—	97.9%			
4	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	市負担金	440,500	440,500	440,500	0	100.0%	令和2年度国勢調査による人口(確定値)を基準に、1人当り0.25968円を乗じ、百円未満を切捨てた額	令和2年度国勢調査による人口(確定値)を基準に、1人当り0.25968円を乗じ、百円未満を切捨てた額	申請どおり
		町負担金	60,000	60,000	60,000	0	100.0%			
		計	500,500	500,500	500,500	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	500,500	—	500,500	—	100.0%			
5	栃木県保育協議会	市負担金	705,500	705,500	578,500	127,000	122.0%	均等割 1施設当り8,500円×95施設	均等割 1施設当り6,500円×102施設	申請どおり
		町負担金	102,000	102,000	84,500	17,500	120.7%			
		計	807,500	807,500	663,000	144,500	121.8%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	10,506,000	—	10,566,000	—	99.4%			

No.	団体名	区分	令和7年度 申請額	令和7年度 決定額	令和6年度 決定額	比較 (R7決定額-R6決定額)		負担金算出基礎		審議結果
								令和7年度	令和6年度	
6	栃木県民生委員会 児童委員協議会	市負担金	3,200,000	3,200,000	3,200,000	0	100.0%	民生委員児童委員 1人当り 927円 × 4,000名	民生委員児童委員 1人当り 927円 × 4,000名	申請どおり
		町負担金	496,000	496,000	496,000	0	100.0%			
		計	3,696,000	3,696,000	3,696,000	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	24,059,000	—	24,061,000	—	100.0%			
7	栃木県精神保健福祉会	市負担金	594,400	594,400	594,400	0	100.0%	1 均等割 市 5,900円 町 2,900円 2 人口割 1人当り 0.301円 (令和2年度国勢調査確定値使用)	1 均等割 市 5,900円 町 2,900円 2 人口割 1人当り 0.301円 (令和2年度国勢調査確定値使用)	申請どおり
		町負担金	100,300	100,300	100,300	0	100.0%			
		計	694,700	694,700	694,700	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	2,845,200	—	2,838,357	—	100.2%			
8	栃木県公衆衛生協会	市負担金	99,900	99,900	99,900	0	100.0%	1 均等割 1市 3,300円 1町 1,300円 2 人口割 基本額61,850円 ×R2国勢調査(確定値)の各市 町人口割合(100円未満切捨)	1 均等割 1市 3,300円 1町 1,300円 2 人口割 基本額61,850円 ×R2国勢調査(確定値)の各市 町人口割合(100円未満切捨)	申請どおり
		町負担金	21,100	21,100	21,100	0	100.0%			
		計	121,000	121,000	121,000	0	100.0%			
		県負担金	400,000	—	400,000	—	100.0%			
		予算額	1,594,108	—	1,475,705	—	108.0%			
9	栃木県がん集検協議会	市負担金	21,000	21,000	21,000	0	100.0%	市町年額 1,500円	市町年額 1,500円	申請どおり
		町負担金	16,500	16,500	16,500	0	100.0%			
		計	37,500	37,500	37,500	0	100.0%			
		県負担金	420,000	—	420,000	—	100.0%			
		予算額	1,252,300	—	1,294,000	—	96.8%			
10	栃木県清掃事業会 連絡協議会	市負担金	93,600	93,600	93,600	0	100.0%	1 均等割 4,000円 2 人口割 1人 7銭 (1+2) × (0.95 × 0.90 × 0.86 × 0.95 × 0.95) × 0.84	1 均等割 4,000円 2 人口割 1人 7銭 (1+2) × (0.95 × 0.90 × 0.86 × 0.95 × 0.95) × 0.84	申請どおり
		町負担金	31,100	31,100	31,100	0	100.0%			
		計	124,700	124,700	124,700	0	100.0%			
		県負担金	32,100	—	32,100	—	100.0%			
		予算額	245,010	—	245,010	—	100.0%			
11	公益社団法人 栃木県水道協会 支部	市負担金	161,700	161,700	162,300	△ 600	99.6%	上部団体である公益社団法人日本水道協会 本部年会費 (R5年度有収水量による) の 4.9%	上部団体である公益社団法人日本水道協会 本部年会費 (R4年度有収水量による) の 4.9%	申請どおり
		町負担金	37,700	37,700	37,800	△ 100	99.7%			
		計	199,400	199,400	200,100	△ 700	99.7%			
		県負担金	9,500	—	9,600	—	99.0%			
		予算額	1,885,300	—	1,709,100	—	110.3%			

No.	団体名	区分	令和7年度 申請額	令和7年度 決定額	令和6年度 決定額	比較		負担金算出基礎		審議結果
						(R7決定額-R6決定額)		令和7年度	令和6年度	
12	栃木県市町保健師 業務研究会	市負担金	377,400	377,400	372,600	4,800	101.3%	1 市町村均等割 6,940円×25市町 2 保健師割 640円×540人  1+2 (100円未満切捨)	1 市町村均等割 7,560円×25市町 2 保健師割 640円×516人  1+2 (100円未満切捨)	申請どおり
		町負担金	140,600	140,600	145,500	△4,900	96.6%			
		計	518,000	518,000	518,100	△100	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	786,119	—	719,968	—	109.2%			
13	栃木県浄化槽 推進協議会	市負担金	353,000	353,000	357,000	△4,000	98.9%	1 均等割 市町0円(平成30年度より凍結) 2 補助割負担額 前々年度の国庫補助額に1,000分の 2.5を乗じ、1,000円未満切捨 ただし、33,000円を限度とする。	1 均等割 市町0円(平成30年度より凍結) 2 補助割負担額 前々年度の国庫補助額に1,000分 の2.5を乗じ、1,000円未満切捨 ただし、33,000円を限度とする。	申請どおり
		町負担金	111,000	111,000	135,000	△24,000	82.2%			
		計	464,000	464,000	492,000	△28,000	94.3%			
		県負担金	125,000	—	125,000	—	100.0%			
		予算額	947,000	—	1,210,000	—	78.3%			
14	一般社団法人 栃木県農業会議	市負担金	6,627,500	6,135,950	5,644,400	491,550	108.7%	1 均等割 各市町74,360円 20% 2 耕地面積割 39,008円 40% 3 農家戸数割 80,476円 40% ※総額に対する構成比 ※耕地面積割及び農家戸数割は、 2020年農業センサスの数値を適用	1 均等割 各市町63,331円 20% 2 耕地面積割 33,221円 40% 3 農家戸数割 68,537円 40% ※総額に対する構成比 ※耕地面積割及び農家戸数割は、 2020年農業センサスの数値を適用	市町計8,605,900円を認める(増額分の50%を含む)。 ○条件 ・R7年度予算において県補助金の増額が実現しなかった場合は、R8年度予算において県単費による補助金の増額を強く要求すること。 ・今後一般正味財産が増加する場合は、負担金を請求する際に市町の負担軽減について検討すること。 ・R7年度増加する事業と、縮小または廃止する事業の実績を報告し、事業計画と乖離がある場合は、R8年度分申請時において事業内容・負担金等の見直しを検討すること。
		町負担金	2,667,900	2,469,950	2,272,000	197,950	108.7%			
		計	9,295,400	8,605,900	7,916,400	689,500	108.7%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	94,186,400	—	91,169,000	—	103.3%			
15	公益社団法人 とちぎ環境・みどり 推進機構	市負担金	878,900	878,900	878,900	0	100.0%	1 人口割 1人当たり 0.5176円 (令和2年国勢調査確定値に基づく)	1 人口割 1人当たり 0.5176円 (令和2年国勢調査確定値に基づく)	申請どおり
		町負担金	120,500	120,500	120,500	0	100.0%			
		計	999,400	999,400	999,400	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	1,470,000	—	1,517,000	—	96.9%			
16	栃木県県土整備 事業協議会	市負担金	3,080,000	3,080,000	3,080,000	0	100.0%	1 均等割 ①市(人口10万人以上) 80,000円 ②市(人口10万人未満) 40,000円 ③町 20,000円 2 事業割 事業費×0.1/1,000	1 均等割 ①市(人口10万人以上) 80,000円 ②市(人口10万人未満) 40,000円 ③町 20,000円 2 事業割 事業費×0.1/1,000	申請どおり
		町負担金	539,000	539,000	539,000	0	100.0%			
		計	3,619,000	3,619,000	3,619,000	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	4,051,000	—	4,164,000	—	97.3%			
17	栃木県地区用地 対策連絡協議会	市負担金	149,800	149,800	149,800	0	100.0%	均等割 市 10,700円×14市 町 8,600円×11町	均等割 市 10,700円×14市 町 8,600円×11町	申請どおり
		町負担金	94,600	94,600	94,600	0	100.0%			
		計	244,400	244,400	244,400	0	100.0%			
		県負担金	12,000	—	12,000	—	100.0%			
		予算額	309,280	—	312,570	—	98.9%			

No.	団体名	区分	令和7年度 申請額	令和7年度 決定額	令和6年度 決定額	比較 (R7決定額-R6決定額)		負担金算出基礎		審議結果		
								令和7年度	令和6年度			
19	栃木県下水道協会	市負担金	369,500	369,500	369,500	0	100.0%	市人口割 ①20万以上 49,700円 ②15~20万 37,600円 ③10~15万 29,500円 ④ 5~10万 22,400円 ⑤5万未満 14,700円	町人口割 ①3万以上 11,800円 ②2~3万 9,500円 ③1~2万 7,200円 ④1万未満 4,600円	市人口割 ①20万以上 49,700円 ②15~20万 37,600円 ③10~15万 29,500円 ④ 5~10万 22,400円 ⑤5万未満 14,700円	町人口割 ①3万以上 11,800円 ②2~3万 9,500円 ③1~2万 7,200円 ④1万未満 4,600円	申請どおり
		町負担金	90,400	90,400	90,400	0	100.0%					
		計	459,900	459,900	459,900	0	100.0%					
		県負担金	49,700	—	49,700	—	100.0%					
		予算額	1,392,588	—	1,190,960	—	116.9%					
21	栃木県公立学校 施設整備期成会	市負担金	42,000	42,000	42,000	0	100.0%	均等割 61,800円 (3,000円×14市、1,800円×11町)	均等割 61,800円 (3,000円×14市、1,800円×11町)	申請どおり		
		町負担金	19,800	19,800	19,800	0	100.0%					
		計	61,800	61,800	61,800	0	100.0%					
		県負担金	30,000	—	30,000	—	100.0%					
		予算額	225,000	—	173,000	—	130.1%					
22	栃木県市町村 教育委員会連合会	市負担金	972,300	972,300	972,300	0	100.0%	1 均等割 30% 2 人口割 70% (令和2年国勢調査確定値 に基づく)	1 均等割 30% 2 人口割 70% (令和2年国勢調査確定値 に基づく)	申請どおり		
		町負担金	269,000	269,000	269,000	0	100.0%					
		計	1,241,300	1,241,300	1,241,300	0	100.0%					
		県負担金	0	—	0	—	0.0%					
		予算額	1,832,000	—	1,672,000	—	109.6%					
23	栃木県中学校長会	市負担金	711,200	711,200	722,400	△ 11,200	98.4%	5,600円×学校数 市 127校 町 20校	5,600円×学校数 市 129校 町 20校	申請どおり		
		町負担金	112,000	112,000	112,000	0	100.0%					
		計	823,200	823,200	834,400	△ 11,200	98.7%					
		県負担金	0	—	0	—	0.0%					
		予算額	8,915,100	—	9,033,370	—	98.7%					
24	栃木県小学校長会	市負担金	1,545,500	1,545,500	1,556,500	△ 11,000	99.3%	5,500円×学校数 市 281校 町 52校	5,500円×学校数 市 283校 町 52校	申請どおり		
		町負担金	286,000	286,000	286,000	0	100.0%					
		計	1,831,500	1,831,500	1,842,500	△ 11,000	99.4%					
		県負担金	0	—	0	—	0.0%					
		予算額	14,614,740	—	14,827,325	—	98.6%					
25	栃木県公立 小中学校教頭会	市負担金	1,318,100	1,318,100	1,327,500	△ 9,400	99.3%	均等割 3,125円×494名 (100円未満端数切捨て)	均等割 3,125円×497名 (100円未満端数切捨て)	申請どおり		
		町負担金	224,700	224,700	224,700	0	100.0%					
		計	1,542,800	1,542,800	1,552,200	△ 9,400	99.4%					
		県負担金	0	—	0	—	0.0%					
		予算額	16,109,400	—	16,630,200	—	96.9%					

No.	団体名	区分	令和7年度 申請額	令和7年度 決定額	令和6年度 決定額	比較 (R7決定額-R6決定額)		負担金算出基礎		審議結果
								令和7年度	令和6年度	
26	栃木県公民館 連絡協議会	市負担金	1,240,000	1,240,000	1,240,000	0	100.0%	1 人口割 ①1万人未満 20,000円 ②1万～2万人未満 27,000円 ③2万～3万人未満 35,000円 ④3万～5万人未満 43,000円 ⑤5万～10万人未満 51,000円 ⑥10万～20万人未満 63,000円 ⑦20万以上 110,000円 2 公民館割①中央1館当たり 5,000円 ②地区1館当たり 2,000円 ③分館1館当たり 1,000円 ※上記合算額×1.07141の額(100円未満切り捨て)	1 人口割 ①1万人未満 20,000円 ②1万～2万人未満 27,000円 ③2万～3万人未満 35,000円 ④3万～5万人未満 43,000円 ⑤5万～10万人未満 51,000円 ⑥10万～20万人未満 63,000円 ⑦20万以上 110,000円 2 公民館割①中央1館当たり 5,000円 ②地区1館当たり 2,000円 ③分館1館当たり 1,000円 ※上記合算額×1.07141の額(100円未満切り捨て)	申請どおり
		町負担金	459,900	459,900	459,900	0	100.0%			
		計	1,699,900	1,699,900	1,699,900	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	2,983,000	—	2,879,000	—	103.6%			
27	栃木県中学校体育連盟	市負担金	6,007,600	6,007,600	5,991,400	16,200	100.3%	生徒数割 48,473人×140.3円 (令和5年度学校基本調査に基づく)	生徒数割 48,820人×139.3円 (令和4年度学校基本調査に基づく)	申請どおり
		町負担金	793,000	793,000	809,200	△16,200	98.0%			
		計	6,800,600	6,800,600	6,800,600	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	28,699,235	—	24,147,600	—	118.8%			
28	栃木県連合学校保健会	市負担金	619,500	619,500	626,900	△7,400	98.8%	児童生徒数割 小・中学生(義務教育学校児童生徒を含む)1人当たり5円	児童生徒数割 小・中学生(義務教育学校児童生徒を含む)1人当たり5円	申請どおり
		町負担金	80,800	80,800	83,300	△2,500	97.0%			
		計	700,300	700,300	710,200	△9,900	98.6%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	1,055,000	—	1,123,000	—	93.9%			
29	栃木県養護教育研究会	市負担金	213,500	213,500	216,000	△2,500	98.8%	養護教諭1人当たり 500円×405人 ただし、宇都宮市は学校数 500円×94校	養護教諭1人当たり 500円×410人 ただし、宇都宮市は学校数 500円×94校	申請どおり
		町負担金	36,000	36,000	36,000	0	100.0%			
		計	249,500	249,500	252,000	△2,500	99.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	1,318,600	—	1,201,400	—	109.8%			
30	栃木県社会教育 委員協議会	市負担金	117,200	117,200	117,200	0	100.0%	市 人口20万人以上 14,300円 人口10万～20万人未満 9,700円 人口10万人未満 6,800円 町 一律 4,900円  (令和2年国勢調査人口確定値 に基づく)	市 人口20万人以上 14,300円 人口10万～20万人未満 9,700円 人口10万人未満 6,800円 町 一律 4,900円  (令和2年国勢調査人口確定値 に基づく)	申請どおり
		町負担金	53,900	53,900	53,900	0	100.0%			
		計	171,100	171,100	171,100	0	100.0%			
		県負担金	80,000	—	80,000	—	100.0%			
		予算額	496,000	—	522,780	—	94.9%			
31	栃木県スポーツ 推進委員協議会	市負担金	1,114,000	1,114,000	1,114,000	0	100.0%	スポーツ推進委員 1人当たり2,000円×730名	スポーツ推進委員 1人当たり2,000円×730名	申請どおり
		町負担金	346,000	346,000	346,000	0	100.0%			
		計	1,460,000	1,460,000	1,460,000	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	2,967,000	—	2,995,000	—	99.1%			

No.	団体名	区分	令和7年度 申請額	令和7年度 決定額	令和6年度 決定額	比較 (R7決定額-R6決定額)		負担金算出基礎		審議結果
								令和7年度	令和6年度	
32	栃木県公共図書館協会	市負担金	248,400	248,400	248,400	0	100.0%	1 均等割 6,900円×48館	1 均等割 6,900円×48館	申請どおり
		町負担金	82,800	82,800	82,800	0	100.0%			
		計	331,200	331,200	331,200	0	100.0%			
		県負担金	25,000	—	25,000	—	100.0%			
		予算額	488,803	—	480,000	—	101.8%			
33	栃木県特別支援学校 教育振興会	市負担金	290,000	290,000	290,700	△ 700	99.8%	1 均等割 市 2,700円 町 1,000円 2 児童生徒割 1人当り 112円 (100円未満切捨)	1 均等割 市 2,700円 町 1,000円 2 児童生徒割 1人当り 112円 (100円未満切捨)	申請どおり
		町負担金	39,200	39,200	37,700	1,500	104.0%			
		計	329,200	329,200	328,400	800	100.2%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	2,322,000	—	2,393,000	—	97.0%			
34	栃木県中学校文化連盟	市負担金	291,000	291,000	297,000	△ 6,000	98.0%	生徒1人当り 7.1円 生徒数 47,680人 (令和5年学校基本調査による)	生徒1人当り 7.1円 生徒数 48,820人 (令和4年学校基本調査による)	申請どおり
		町負担金	37,000	37,000	37,000	0	100.0%			
		計	328,000	328,000	334,000	△ 6,000	98.2%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	1,495,960	—	1,497,507	—	99.9%			
35	公益社団法人 栃木県防犯協会	市負担金	7,491,000	7,491,000	7,492,000	△ 1,000	100.0%	・防犯活動推進事業 1,707,000 1 人口割 95% 0.839 2 均等割 5% 3,400 ・幼児誘拐防止巡回指導事業 6,970,000 1 人口割 95% 3.426 2 均等割 5% 13,900 (人口は令和2年国勢調査確定値に基づく)	・防犯活動推進事業 1,710,000 1 人口割 95% 0.840 2 均等割 5% 3,400 ・幼児誘拐防止巡回指導事業 6,974,000 1 人口割 95% 3.427 2 均等割 5% 13,900 (人口は令和2年国勢調査確定値に基づく)	申請どおり
		町負担金	1,186,000	1,186,000	1,187,000	△ 1,000	99.9%			
		計	8,677,000	8,677,000	8,679,000	△ 2,000	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	16,235,000	—	16,237,000	—	100.0%			
36	公益社団法人 被害者支援センター と 一 ぎ	市負担金	3,516,000	3,516,000	3,516,000	0	100.0%	人口割 4,000,000円÷1,933,146人 = 1人当たり2.0691650122929円 (100円未満四捨五入) (令和2年国勢調査確定値による)	人口割 4,000,000円÷1,933,146人 = 1人当たり2.0691650122929円 (100円未満四捨五入) (令和2年国勢調査確定値による)	申請どおり
		町負担金	484,000	484,000	484,000	0	100.0%			
		計	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	100.0%			
		県負担金	0	—	0	—	0.0%			
		予算額	16,484,181	—	13,842,181	—	119.1%			

## 令和7年度法令外負担金申請総括表(市関連団体)

(単位：円)

	令和7年度 申請額	令和7年度 幹事会査定 額	申請額と査定額 との比較	令和6年度 決定額	令和7年度査定額と 令和6年度決定額との比較
平年度事業	20,249,800	20,249,800	0	20,339,800	△ 90,000 △ 0.44 %
単年度事業					
合計	20,249,800	20,249,800	0	20,339,800	△ 90,000 △ 0.44 %

**令和7年度 法令外負担金 申請団体（市関連）  
審議結果一覧表**

申請団体(4団体)

(単位:円)

No.	団体名	区分	令和7年度 申請額	令和7年度 決定額	令和6年度 決定額	比較		事務局案 ○令和7年度申請に対する付記事項
1	栃木県市長会	市負担金	18,875,000	18,875,000	18,965,000	△ 90,000	99.5%	申請どおり
		県負担金				0	0.0%	
		予算額	31,741,000	—	30,915,000	—	102.7%	
2	栃木県市議 議長 議会	市負担金	883,000	883,000	883,000	0	100.0%	申請どおり
		県負担金				0	0.0%	
		予算額	1,734,000	—	2,370,703	—	73.1%	
3	栃木県都 市監 査委 員会	市負担金	266,500	266,500	266,500	0	100.0%	申請どおり
		県負担金				0	0.0%	
		予算額	389,000	—	390,000	—	99.7%	
4	栃木県市選挙管理 委員会連合会	市負担金	225,300	225,300	225,300	0	100.0%	申請どおり
		県負担金				0	0.0%	
		予算額	420,000	—	420,000	—	100.0%	

## 令和7年度法令外負担金申請総括表(市関連団体)

(単位：円)

	令和7年度 申請額	令和7年度 決定額	申請額と査定額 との比較	令和6年度 決定額	令和7年度申請額と 令和6年度決定額との比較
平年度事業	20,249,800	20,249,800	0	20,339,800	△ 90,000 △ 0.44 %
単年度事業					
合計	20,249,800	20,249,800	0	20,339,800	△ 90,000 △ 0.44 %

## 市別負担割額表（総括）

（単位：円）

区 分		申 請 額 内 訳 （ 市 負 担 金 ）														
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	14市計
市町 関連	令和7年度 申請額合計	12,126,600	3,961,700	5,023,600	3,419,700	3,150,000	2,888,200	4,501,700	2,746,300	2,788,000	1,288,400	3,764,200	1,625,100	1,222,300	1,993,500	50,499,300
	<b>令和7年度 決定額合計</b>	<b>12,067,250</b>	<b>3,942,400</b>	<b>4,970,450</b>	<b>3,394,000</b>	<b>3,116,300</b>	<b>2,859,450</b>	<b>4,463,950</b>	<b>2,702,900</b>	<b>2,732,100</b>	<b>1,269,800</b>	<b>3,719,350</b>	<b>1,599,400</b>	<b>1,200,400</b>	<b>1,970,000</b>	<b>50,007,750</b>
	令和6年度 決定額合計	11,979,800	3,861,500	4,913,000	3,334,100	3,071,800	2,914,700	4,417,800	2,678,800	2,734,300	1,267,700	3,700,600	1,579,800	1,176,600	1,871,700	49,502,200
	増 減	87,450	80,900	57,450	59,900	44,500	△ 55,250	46,150	24,100	△ 2,200	2,100	18,750	19,600	23,800	98,300	505,550
市 関連	令和7年度 申請額合計	3,773,300	1,583,700	1,647,300	1,416,400	1,286,400	1,189,900	1,711,400	1,192,500	1,158,200	918,500	1,410,300	995,900	881,200	1,084,800	20,249,800
	<b>令和7年度 決定額合計</b>	<b>3,773,300</b>	<b>1,583,700</b>	<b>1,647,300</b>	<b>1,416,400</b>	<b>1,286,400</b>	<b>1,189,900</b>	<b>1,711,400</b>	<b>1,192,500</b>	<b>1,158,200</b>	<b>918,500</b>	<b>1,410,300</b>	<b>995,900</b>	<b>881,200</b>	<b>1,084,800</b>	<b>20,249,800</b>
	令和6年度 決定額合計	3,789,300	1,590,700	1,654,300	1,422,400	1,292,400	1,195,900	1,719,400	1,198,500	1,163,200	922,500	1,416,300	1,000,900	885,200	1,088,800	20,339,800
	増 減	△ 16,000	△ 7,000	△ 7,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 8,000	△ 6,000	△ 5,000	△ 4,000	△ 6,000	△ 5,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 90,000
合 計	令和7年度 申請額合計	15,899,900	5,545,400	6,670,900	4,836,100	4,436,400	4,078,100	6,213,100	3,938,800	3,946,200	2,206,900	5,174,500	2,621,000	2,103,500	3,078,300	70,749,100
	<b>令和7年度 決定額合計</b>	<b>15,840,550</b>	<b>5,526,100</b>	<b>6,617,750</b>	<b>4,810,400</b>	<b>4,402,700</b>	<b>4,049,350</b>	<b>6,175,350</b>	<b>3,895,400</b>	<b>3,890,300</b>	<b>2,188,300</b>	<b>5,129,650</b>	<b>2,595,300</b>	<b>2,081,600</b>	<b>3,054,800</b>	<b>70,257,550</b>
	令和6年度 決定額合計	15,769,100	5,452,200	6,567,300	4,756,500	4,364,200	4,110,600	6,137,200	3,877,300	3,897,500	2,190,200	5,116,900	2,580,700	2,061,800	2,960,500	69,842,000
	増 減	71,450	73,900	50,450	53,900	38,500	△ 61,250	38,150	18,100	△ 7,200	△ 1,900	12,750	14,600	19,800	94,300	415,550

※ 「令和7年度決定額」は、幹事会での決定額

※ 増減額については、令和7年度決定額合計と令和6年度決定額合計の比較

<市町関連団体:34団体>

番号	団体名	申請額内訳 (市負担分)														[上段:令和7年度申請額 中段:令和7年度決定額 下段:令和6年度決定額]	
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	14市合計	
1	栃木県 人権擁護委員連合会	1,006,300	280,800	301,700	225,400	182,400	150,600	323,300	151,600	139,800	60,400	223,500	86,300	48,200	115,400	3,295,700	
		<b>1,006,300</b>	<b>280,800</b>	<b>301,700</b>	<b>225,400</b>	<b>182,400</b>	<b>150,600</b>	<b>323,300</b>	<b>151,600</b>	<b>139,800</b>	<b>60,400</b>	<b>223,500</b>	<b>86,300</b>	<b>48,200</b>	<b>115,400</b>	<b>3,295,700</b>	
		1,006,300	280,800	301,700	225,400	182,400	150,600	323,300	151,600	139,800	60,400	223,500	86,300	48,200	115,400	3,295,700	
2	(公財)栃木県消防協会	1,059,200	321,300	356,500	281,300	240,500	240,300	374,000	191,200	204,000	113,900	311,900	139,700	116,900	162,300	4,113,000	
		<b>1,059,200</b>	<b>321,300</b>	<b>356,500</b>	<b>281,300</b>	<b>240,500</b>	<b>240,300</b>	<b>374,000</b>	<b>191,200</b>	<b>204,000</b>	<b>113,900</b>	<b>311,900</b>	<b>139,700</b>	<b>116,900</b>	<b>162,300</b>	<b>4,113,000</b>	
		1,056,700	320,500	356,000	280,400	239,600	239,100	372,900	190,700	219,000	113,500	310,400	139,200	116,300	161,900	4,116,200	
3	栃木県連合戸籍 住民基本台帳事務協議会	50,100	16,400	17,400	13,900	11,900	10,400	18,400	10,400	9,900	6,200	13,800	7,400	5,600	8,800	200,600	
		<b>50,100</b>	<b>16,400</b>	<b>17,400</b>	<b>13,900</b>	<b>11,900</b>	<b>10,400</b>	<b>18,400</b>	<b>10,400</b>	<b>9,900</b>	<b>6,200</b>	<b>13,800</b>	<b>7,400</b>	<b>5,600</b>	<b>8,800</b>	<b>200,600</b>	
		50,100	16,400	17,400	13,900	11,900	10,400	18,400	10,400	9,900	6,200	13,800	7,400	5,600	8,800	200,600	
4	(社福)栃木県 社会福祉協議会	134,700	37,500	40,300	30,100	24,400	20,100	43,200	20,300	18,700	8,000	29,900	11,500	6,400	15,400	440,500	
		<b>134,700</b>	<b>37,500</b>	<b>40,300</b>	<b>30,100</b>	<b>24,400</b>	<b>20,100</b>	<b>43,200</b>	<b>20,300</b>	<b>18,700</b>	<b>8,000</b>	<b>29,900</b>	<b>11,500</b>	<b>6,400</b>	<b>15,400</b>	<b>440,500</b>	
		134,700	37,500	40,300	30,100	24,400	20,100	43,200	20,300	18,700	8,000	29,900	11,500	6,400	15,400	440,500	
5	栃木県保育協議会	76,500	76,500	85,000	59,500	68,000	93,500	68,000	34,000	17,000	8,500	68,000	17,000	17,000	17,000	705,500	
		<b>76,500</b>	<b>76,500</b>	<b>85,000</b>	<b>59,500</b>	<b>68,000</b>	<b>93,500</b>	<b>68,000</b>	<b>34,000</b>	<b>17,000</b>	<b>8,500</b>	<b>68,000</b>	<b>17,000</b>	<b>17,000</b>	<b>17,000</b>	<b>705,500</b>	
		65,000	58,500	65,000	45,500	52,000	84,500	52,000	26,000	13,000	6,500	65,000	19,500	13,000	13,000	578,500	
6	栃木県 民生委員児童委員協議会	771,000	321,000	364,000	254,000	197,000	219,000	281,000	144,000	136,000	68,000	198,000	76,000	71,000	100,000	3,200,000	
		<b>771,000</b>	<b>321,000</b>	<b>364,000</b>	<b>254,000</b>	<b>197,000</b>	<b>219,000</b>	<b>281,000</b>	<b>144,000</b>	<b>136,000</b>	<b>68,000</b>	<b>198,000</b>	<b>76,000</b>	<b>71,000</b>	<b>100,000</b>	<b>3,200,000</b>	
		771,000	321,000	364,000	254,000	197,000	219,000	281,000	144,000	136,000	68,000	198,000	76,000	71,000	100,000	3,200,000	
7	栃木県精神保健福祉会	162,100	49,500	52,800	40,900	34,200	29,300	56,100	29,500	27,600	15,300	40,600	19,300	13,400	23,800	594,400	
		<b>162,100</b>	<b>49,500</b>	<b>52,800</b>	<b>40,900</b>	<b>34,200</b>	<b>29,300</b>	<b>56,100</b>	<b>29,500</b>	<b>27,600</b>	<b>15,300</b>	<b>40,600</b>	<b>19,300</b>	<b>13,400</b>	<b>23,800</b>	<b>594,400</b>	
		162,100	49,500	52,800	40,900	34,200	29,300	56,100	29,500	27,600	15,300	40,600	19,300	13,400	23,800	594,400	
8	栃木県公衆衛生協会	19,800	7,900	8,200	7,000	6,300	5,700	8,600	5,800	5,600	4,200	6,900	4,700	4,000	5,200	99,900	
		<b>19,800</b>	<b>7,900</b>	<b>8,200</b>	<b>7,000</b>	<b>6,300</b>	<b>5,700</b>	<b>8,600</b>	<b>5,800</b>	<b>5,600</b>	<b>4,200</b>	<b>6,900</b>	<b>4,700</b>	<b>4,000</b>	<b>5,200</b>	<b>99,900</b>	
		19,800	7,900	8,200	7,000	6,300	5,700	8,600	5,800	5,600	4,200	6,900	4,700	4,000	5,200	99,900	
9	栃木県がん集検協議会	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	21,000	
		<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>1,500</b>	<b>21,000</b>	
		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	21,000	
10	栃木県 清掃事業連絡協議会	22,200	7,600	8,000	6,400	5,700	5,000	8,500	5,000	4,700	3,100	6,400	3,700	3,000	4,300	93,600	
		<b>22,200</b>	<b>7,600</b>	<b>8,000</b>	<b>6,400</b>	<b>5,700</b>	<b>5,000</b>	<b>8,500</b>	<b>5,000</b>	<b>4,700</b>	<b>3,100</b>	<b>6,400</b>	<b>3,700</b>	<b>3,000</b>	<b>4,300</b>	<b>93,600</b>	
		22,200	7,600	8,000	6,400	5,700	5,000	8,500	5,000	4,700	3,100	6,400	3,700	3,000	4,300	93,600	
1~10 小計	3,303,400	1,120,000	1,235,400	920,000	771,900	775,400	1,182,600	593,300	564,800	289,100	900,500	367,100	287,000	453,700	12,764,200		
	<b>3,303,400</b>	<b>1,120,000</b>	<b>1,235,400</b>	<b>920,000</b>	<b>771,900</b>	<b>775,400</b>	<b>1,182,600</b>	<b>593,300</b>	<b>564,800</b>	<b>289,100</b>	<b>900,500</b>	<b>367,100</b>	<b>287,000</b>	<b>453,700</b>	<b>12,764,200</b>		
	3,289,400	1,101,200	1,214,900	905,100	755,000	765,200	1,165,500	584,800	575,800	286,700	896,000	369,100	282,400	449,300	12,640,400		

<市町関連団体:34団体>

番号	団体名	申請額内訳 (市負担分)														[上段:令和7年度申請額 中段:令和7年度決定額 下段:令和6年度決定額]	
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	14市合計	
11	(公社) 日本水道協会栃木県支部	30,100	14,500	14,300	13,000	9,900	12,100	13,800	8,500	8,300	5,800	12,700	6,100	4,900	7,700	161,700	
		<b>30,100</b>	<b>14,500</b>	<b>14,300</b>	<b>13,000</b>	<b>9,900</b>	<b>12,100</b>	<b>13,800</b>	<b>8,500</b>	<b>8,300</b>	<b>5,800</b>	<b>12,700</b>	<b>6,100</b>	<b>4,900</b>	<b>7,700</b>	<b>161,700</b>	
		30,200	14,600	14,300	13,100	10,100	12,100	13,800	8,500	8,400	5,800	12,700	6,100	4,900	7,700	162,300	
12	栃木県 市町保健師業務研究会	70,900	29,900	34,400	26,100	26,100	26,700	34,400	21,600	19,700	15,200	25,500	13,900	12,700	20,300	377,400	
		<b>70,900</b>	<b>29,900</b>	<b>34,400</b>	<b>26,100</b>	<b>26,100</b>	<b>26,700</b>	<b>34,400</b>	<b>21,600</b>	<b>19,700</b>	<b>15,200</b>	<b>25,500</b>	<b>13,900</b>	<b>12,700</b>	<b>20,300</b>	<b>377,400</b>	
		67,700	29,900	35,000	24,800	26,100	28,600	31,800	22,200	20,300	15,800	24,800	14,600	12,600	18,400	372,600	
13	栃木県浄化槽推進協議会	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	22,000	33,000	33,000	13,000	15,000	33,000	15,000	20,000	4,000	353,000	
		<b>33,000</b>	<b>33,000</b>	<b>33,000</b>	<b>33,000</b>	<b>33,000</b>	<b>22,000</b>	<b>33,000</b>	<b>33,000</b>	<b>13,000</b>	<b>15,000</b>	<b>33,000</b>	<b>15,000</b>	<b>20,000</b>	<b>4,000</b>	<b>353,000</b>	
		33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	19,000	10,000	33,000	13,000	16,000	2,000	357,000	
14	(一社)栃木県農業会議	800,100	260,300	717,000	346,800	454,200	388,000	509,100	584,900	753,500	250,800	604,600	346,100	295,100	317,000	6,627,500	
		<b>740,750</b>	<b>241,000</b>	<b>663,850</b>	<b>321,100</b>	<b>420,500</b>	<b>359,250</b>	<b>471,350</b>	<b>541,500</b>	<b>697,600</b>	<b>232,200</b>	<b>559,750</b>	<b>320,400</b>	<b>273,200</b>	<b>293,500</b>	<b>6,135,950</b>	
		681,400	221,700	610,700	295,400	386,800	330,500	433,600	498,100	641,700	213,600	514,900	294,700	251,300	270,000	5,644,400	
15	(公社)とちぎ環境 ・みどり推進機構	268,500	74,900	80,500	60,100	48,600	40,100	86,200	40,400	37,300	16,100	59,600	23,000	12,800	30,800	878,900	
		<b>268,500</b>	<b>74,900</b>	<b>80,500</b>	<b>60,100</b>	<b>48,600</b>	<b>40,100</b>	<b>86,200</b>	<b>40,400</b>	<b>37,300</b>	<b>16,100</b>	<b>59,600</b>	<b>23,000</b>	<b>12,800</b>	<b>30,800</b>	<b>878,900</b>	
		268,500	74,900	80,500	60,100	48,600	40,100	86,200	40,400	37,300	16,100	59,600	23,000	12,800	30,800	878,900	
16	栃木県 県土整備事業協議会	483,000	321,000	501,000	218,000	216,000	251,000	184,000	137,000	135,000	91,000	248,000	75,000	92,000	128,000	3,080,000	
		<b>483,000</b>	<b>321,000</b>	<b>501,000</b>	<b>218,000</b>	<b>216,000</b>	<b>251,000</b>	<b>184,000</b>	<b>137,000</b>	<b>135,000</b>	<b>91,000</b>	<b>248,000</b>	<b>75,000</b>	<b>92,000</b>	<b>128,000</b>	<b>3,080,000</b>	
		465,000	246,000	500,000	226,000	204,000	281,000	187,000	147,000	172,000	103,000	280,000	70,000	103,000	96,000	3,080,000	
17	栃木県 地区用地対策連絡協議会	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	149,800	
		<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>10,700</b>	<b>149,800</b>	
		10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	149,800	
18	栃木県土地区画整理事業 連合協議会 (申請辞退)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	0	7,000	0	7,000	0	7,000	77,000
19	栃木県下水道協会	49,700	29,500	37,600	29,500	22,400	22,400	37,600	22,400	22,400	14,700	29,500	14,700	14,700	22,400	369,500	
		<b>49,700</b>	<b>29,500</b>	<b>37,600</b>	<b>29,500</b>	<b>22,400</b>	<b>22,400</b>	<b>37,600</b>	<b>22,400</b>	<b>22,400</b>	<b>14,700</b>	<b>29,500</b>	<b>14,700</b>	<b>14,700</b>	<b>22,400</b>	<b>369,500</b>	
		49,700	29,500	37,600	29,500	22,400	22,400	37,600	22,400	22,400	14,700	29,500	14,700	14,700	22,400	369,500	
20	栃木県下水汚泥資源化 推進協議会 (申請辞退)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11~20 小計	1,746,000	773,800	1,428,500	737,200	820,900	773,000	908,800	858,500	999,900	419,300	1,023,600	504,500	462,900	540,900	11,997,800		
	<b>1,686,650</b>	<b>754,500</b>	<b>1,375,350</b>	<b>711,500</b>	<b>787,200</b>	<b>744,250</b>	<b>871,050</b>	<b>815,100</b>	<b>944,000</b>	<b>400,700</b>	<b>978,750</b>	<b>478,800</b>	<b>441,000</b>	<b>517,400</b>	<b>11,506,250</b>		
	1,613,200	667,300	1,328,800	699,600	748,700	765,400	840,700	789,300	931,800	396,700	965,200	453,800	426,000	465,000	11,091,500		

<市町関連団体:34団体>

番号	団体名	申請額内訳 (市負担分)														[上段:令和7年度申請額 中段:令和7年度決定額 下段:令和6年度決定額]	
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	14市合計	
21	栃木県 公立学校施設整備期成会	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	42,000	
		<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>42,000</b>	
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	42,000	
22	栃木県 市町村教育委員会連合会	248,100	80,000	84,800	67,100	57,200	49,800	89,800	50,000	47,300	28,900	66,700	34,900	26,100	41,600	972,300	
		<b>248,100</b>	<b>80,000</b>	<b>84,800</b>	<b>67,100</b>	<b>57,200</b>	<b>49,800</b>	<b>89,800</b>	<b>50,000</b>	<b>47,300</b>	<b>28,900</b>	<b>66,700</b>	<b>34,900</b>	<b>26,100</b>	<b>41,600</b>	<b>972,300</b>	
		248,100	80,000	84,800	67,100	57,200	49,800	89,800	50,000	47,300	28,900	66,700	34,900	26,100	41,600	972,300	
23	栃木県中学校長会	140,000	61,600	72,800	44,800	56,000	67,200	61,600	50,400	44,800	11,200	56,000	11,200	11,200	22,400	711,200	
		<b>140,000</b>	<b>61,600</b>	<b>72,800</b>	<b>44,800</b>	<b>56,000</b>	<b>67,200</b>	<b>61,600</b>	<b>50,400</b>	<b>44,800</b>	<b>11,200</b>	<b>56,000</b>	<b>11,200</b>	<b>11,200</b>	<b>22,400</b>	<b>711,200</b>	
		140,000	61,600	72,800	44,800	56,000	78,400	61,600	50,400	44,800	11,200	56,000	11,200	11,200	22,400	722,400	
24	栃木県小学校長会	379,500	121,000	159,500	99,000	132,000	104,500	132,000	77,000	93,500	33,000	104,500	33,000	27,500	49,500	1,545,500	
		<b>379,500</b>	<b>121,000</b>	<b>159,500</b>	<b>99,000</b>	<b>132,000</b>	<b>104,500</b>	<b>132,000</b>	<b>77,000</b>	<b>93,500</b>	<b>33,000</b>	<b>104,500</b>	<b>33,000</b>	<b>27,500</b>	<b>49,500</b>	<b>1,545,500</b>	
		379,500	121,000	159,500	99,000	132,000	110,000	137,500	77,000	93,500	33,000	104,500	33,000	27,500	49,500	1,556,500	
25	栃木県 公立小中学校教頭会	306,200	103,100	131,200	81,200	109,300	96,800	115,600	75,000	84,300	28,100	93,700	31,200	21,800	40,600	1,318,100	
		<b>306,200</b>	<b>103,100</b>	<b>131,200</b>	<b>81,200</b>	<b>109,300</b>	<b>96,800</b>	<b>115,600</b>	<b>75,000</b>	<b>84,300</b>	<b>28,100</b>	<b>93,700</b>	<b>31,200</b>	<b>21,800</b>	<b>40,600</b>	<b>1,318,100</b>	
		303,100	103,100	131,200	81,200	109,300	106,200	118,700	75,000	84,300	28,100	93,700	31,200	21,800	40,600	1,327,500	
26	栃木県公民館連絡協議会	159,600	107,100	102,800	122,100	87,800	89,900	92,100	65,300	83,500	55,700	102,800	53,500	51,400	66,400	1,240,000	
		<b>159,600</b>	<b>107,100</b>	<b>102,800</b>	<b>122,100</b>	<b>87,800</b>	<b>89,900</b>	<b>92,100</b>	<b>65,300</b>	<b>83,500</b>	<b>55,700</b>	<b>102,800</b>	<b>53,500</b>	<b>51,400</b>	<b>66,400</b>	<b>1,240,000</b>	
		159,600	107,100	102,800	122,100	87,800	89,900	92,100	65,300	83,500	55,700	102,800	53,500	51,400	66,400	1,240,000	
27	栃木県中学校体育連盟	1,857,400	443,500	525,100	416,700	335,000	232,600	613,700	304,700	244,700	128,600	426,600	175,400	80,000	223,600	6,007,600	
		<b>1,857,400</b>	<b>443,500</b>	<b>525,100</b>	<b>416,700</b>	<b>335,000</b>	<b>232,600</b>	<b>613,700</b>	<b>304,700</b>	<b>244,700</b>	<b>128,600</b>	<b>426,600</b>	<b>175,400</b>	<b>80,000</b>	<b>223,600</b>	<b>6,007,600</b>	
		1,855,700	465,800	532,500	382,500	348,400	243,400	606,300	313,000	248,500	132,100	425,100	176,900	77,000	184,200	5,991,400	
28	栃木県連合学校保健会	196,600	45,300	54,100	40,700	33,700	23,100	63,800	31,800	25,300	11,100	44,900	18,600	7,400	23,100	619,500	
		<b>196,600</b>	<b>45,300</b>	<b>54,100</b>	<b>40,700</b>	<b>33,700</b>	<b>23,100</b>	<b>63,800</b>	<b>31,800</b>	<b>25,300</b>	<b>11,100</b>	<b>44,900</b>	<b>18,600</b>	<b>7,400</b>	<b>23,100</b>	<b>619,500</b>	
		199,200	46,900	54,900	41,400	34,800	24,000	64,400	32,400	25,900	11,300	45,800	18,900	7,600	19,400	626,900	
29	栃木県養護教育研究会	47,000	17,000	21,000	14,000	18,000	15,000	19,500	12,000	14,500	4,500	15,000	5,000	3,500	7,500	213,500	
		<b>47,000</b>	<b>17,000</b>	<b>21,000</b>	<b>14,000</b>	<b>18,000</b>	<b>15,000</b>	<b>19,500</b>	<b>12,000</b>	<b>14,500</b>	<b>4,500</b>	<b>15,000</b>	<b>5,000</b>	<b>3,500</b>	<b>7,500</b>	<b>213,500</b>	
		47,000	17,000	21,500	15,000	12,500	21,000	19,500	12,000	14,500	5,000	15,000	5,000	3,500	7,500	216,000	
30	栃木県 社会教育委員協議会	14,300	9,700	9,700	9,700	6,800	6,800	9,700	6,800	6,800	6,800	9,700	6,800	6,800	6,800	117,200	
		<b>14,300</b>	<b>9,700</b>	<b>9,700</b>	<b>9,700</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>9,700</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>9,700</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>6,800</b>	<b>117,200</b>	
		14,300	9,700	9,700	9,700	6,800	6,800	9,700	6,800	6,800	6,800	9,700	6,800	6,800	6,800	117,200	
21~30 小計	3,351,700	991,300	1,164,000	898,300	838,800	688,700	1,200,800	676,000	647,700	310,900	922,900	372,600	238,700	484,500	12,786,900		
	<b>3,351,700</b>	<b>991,300</b>	<b>1,164,000</b>	<b>898,300</b>	<b>838,800</b>	<b>688,700</b>	<b>1,200,800</b>	<b>676,000</b>	<b>647,700</b>	<b>310,900</b>	<b>922,900</b>	<b>372,600</b>	<b>238,700</b>	<b>484,500</b>	<b>12,786,900</b>		
	3,349,500	1,015,200	1,172,700	865,800	847,800	732,500	1,202,600	684,900	652,100	315,100	922,300	374,400	235,900	441,400	12,812,200		

<市町関連団体:34団体>

番号	団体名	申請額内訳（市負担分）														[上段:令和7年度申請額 中段:令和7年度決定額 下段:令和6年度決定額]	
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	14市合計	
31	栃木県 スポーツ推進委員協議会	220,000	92,000	102,000	52,000	52,000	96,000	72,000	60,000	68,000	32,000	108,000	50,000	32,000	78,000	1,114,000	
		<b>220,000</b>	<b>92,000</b>	<b>102,000</b>	<b>52,000</b>	<b>52,000</b>	<b>96,000</b>	<b>72,000</b>	<b>60,000</b>	<b>68,000</b>	<b>32,000</b>	<b>108,000</b>	<b>50,000</b>	<b>32,000</b>	<b>78,000</b>	<b>1,114,000</b>	
		220,000	92,000	102,000	52,000	52,000	96,000	72,000	60,000	68,000	32,000	108,000	50,000	32,000	78,000	1,114,000	
32	栃木県公共図書館協会	34,500	6,900	41,400	20,700	20,700	20,700	6,900	13,800	6,900	6,900	20,700	13,800	13,800	20,700	248,400	
		<b>34,500</b>	<b>6,900</b>	<b>41,400</b>	<b>20,700</b>	<b>20,700</b>	<b>20,700</b>	<b>6,900</b>	<b>13,800</b>	<b>6,900</b>	<b>6,900</b>	<b>20,700</b>	<b>13,800</b>	<b>13,800</b>	<b>20,700</b>	<b>248,400</b>	
		34,500	6,900	41,400	20,700	20,700	20,700	6,900	13,800	6,900	6,900	20,700	13,800	13,800	20,700	248,400	
33	栃木県 特別支援学校教育振興会	74,600	21,200	23,500	20,000	17,100	13,700	27,700	16,900	14,500	8,700	20,100	10,000	9,400	12,600	290,000	
		<b>74,600</b>	<b>21,200</b>	<b>23,500</b>	<b>20,000</b>	<b>17,100</b>	<b>13,700</b>	<b>27,700</b>	<b>16,900</b>	<b>14,500</b>	<b>8,700</b>	<b>20,100</b>	<b>10,000</b>	<b>9,400</b>	<b>12,600</b>	<b>290,000</b>	
		74,800	21,400	23,400	18,400	18,000	13,200	27,200	18,200	13,500	8,800	20,000	10,600	9,000	14,200	290,700	
34	栃木県中学校文化連盟	93,000	22,000	26,000	18,000	16,000	11,000	30,000	15,000	12,000	6,000	21,000	8,000	4,000	9,000	291,000	
		<b>93,000</b>	<b>22,000</b>	<b>26,000</b>	<b>18,000</b>	<b>16,000</b>	<b>11,000</b>	<b>30,000</b>	<b>15,000</b>	<b>12,000</b>	<b>6,000</b>	<b>21,000</b>	<b>8,000</b>	<b>4,000</b>	<b>9,000</b>	<b>291,000</b>	
		94,000	23,000	27,000	19,000	17,000	12,000	30,000	15,000	12,000	6,000	21,000	9,000	3,000	9,000	297,000	
35	(公社)栃木県防犯協会	2,230,000	635,000	681,000	513,000	418,000	349,000	728,000	351,000	325,000	151,000	509,000	207,000	123,000	271,000	7,491,000	
		<b>2,230,000</b>	<b>635,000</b>	<b>681,000</b>	<b>513,000</b>	<b>418,000</b>	<b>349,000</b>	<b>728,000</b>	<b>351,000</b>	<b>325,000</b>	<b>151,000</b>	<b>509,000</b>	<b>207,000</b>	<b>123,000</b>	<b>271,000</b>	<b>7,491,000</b>	
		2,231,000	635,000	681,000	513,000	418,000	349,000	728,000	351,000	325,000	151,000	509,000	207,000	123,000	271,000	7,492,000	
36	(公社) 被害者支援センターとちぎ	1,073,400	299,500	321,800	240,500	194,600	160,700	344,900	161,800	149,200	64,500	238,400	92,100	51,500	123,100	3,516,000	
		<b>1,073,400</b>	<b>299,500</b>	<b>321,800</b>	<b>240,500</b>	<b>194,600</b>	<b>160,700</b>	<b>344,900</b>	<b>161,800</b>	<b>149,200</b>	<b>64,500</b>	<b>238,400</b>	<b>92,100</b>	<b>51,500</b>	<b>123,100</b>	<b>3,516,000</b>	
		1,073,400	299,500	321,800	240,500	194,600	160,700	344,900	161,800	149,200	64,500	238,400	92,100	51,500	123,100	3,516,000	
31~36 小計		3,725,500	1,076,600	1,195,700	864,200	718,400	651,100	1,209,500	618,500	575,600	269,100	917,200	380,900	233,700	514,400	12,950,400	
		<b>3,725,500</b>	<b>1,076,600</b>	<b>1,195,700</b>	<b>864,200</b>	<b>718,400</b>	<b>651,100</b>	<b>1,209,500</b>	<b>618,500</b>	<b>575,600</b>	<b>269,100</b>	<b>917,200</b>	<b>380,900</b>	<b>233,700</b>	<b>514,400</b>	<b>12,950,400</b>	
		3,727,700	1,077,800	1,196,600	863,600	720,300	651,600	1,209,000	619,800	574,600	269,200	917,100	382,500	232,300	516,000	12,958,100	
合計	令和7年度 申請額	12,126,600	3,961,700	5,023,600	3,419,700	3,150,000	2,888,200	4,501,700	2,746,300	2,788,000	1,288,400	3,764,200	1,625,100	1,222,300	1,993,500	50,499,300	
	① 令和7年度 決定額	<b>12,067,250</b>	<b>3,942,400</b>	<b>4,970,450</b>	<b>3,394,000</b>	<b>3,116,300</b>	<b>2,859,450</b>	<b>4,463,950</b>	<b>2,702,900</b>	<b>2,732,100</b>	<b>1,269,800</b>	<b>3,719,350</b>	<b>1,599,400</b>	<b>1,200,400</b>	<b>1,970,000</b>	<b>50,007,750</b>	
	② 令和6年度 決定額	11,979,800	3,861,500	4,913,000	3,334,100	3,071,800	2,914,700	4,417,800	2,678,800	2,734,300	1,267,700	3,700,600	1,579,800	1,176,600	1,871,700	49,502,200	
	① - ②	87,450	80,900	57,450	59,900	44,500	△ 55,250	46,150	24,100	△ 2,200	2,100	18,750	19,600	23,800	98,300	505,550	

<市関連団体:4団体>

番号	団体名	申請額内訳（市負担分） [上段:令和7年度申請額 中段:令和7年度決定額 下段:令和6年度決定額]														
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	14市合計
1	栃木県市長会	3,556,000	1,478,000	1,538,000	1,320,000	1,196,000	1,105,000	1,600,000	1,108,000	1,075,000	847,000	1,314,000	921,000	812,000	1,005,000	18,875,000
		<b>3,556,000</b>	<b>1,478,000</b>	<b>1,538,000</b>	<b>1,320,000</b>	<b>1,196,000</b>	<b>1,105,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>1,108,000</b>	<b>1,075,000</b>	<b>847,000</b>	<b>1,314,000</b>	<b>921,000</b>	<b>812,000</b>	<b>1,005,000</b>	<b>18,875,000</b>
		3,572,000	1,485,000	1,545,000	1,326,000	1,202,000	1,111,000	1,608,000	1,114,000	1,080,000	851,000	1,320,000	926,000	816,000	1,009,000	18,965,000
2	栃木県市議会議長会	125,000	67,000	69,000	62,000	59,000	56,000	70,000	56,000	55,000	49,000	62,000	51,000	48,000	54,000	883,000
		<b>125,000</b>	<b>67,000</b>	<b>69,000</b>	<b>62,000</b>	<b>59,000</b>	<b>56,000</b>	<b>70,000</b>	<b>56,000</b>	<b>55,000</b>	<b>49,000</b>	<b>62,000</b>	<b>51,000</b>	<b>48,000</b>	<b>54,000</b>	<b>883,000</b>
		125,000	67,000	69,000	62,000	59,000	56,000	70,000	56,000	55,000	49,000	62,000	51,000	48,000	54,000	883,000
3	栃木県都市監査委員会	56,400	21,400	22,300	18,500	16,600	14,700	23,300	14,700	14,700	10,900	18,500	11,800	9,900	12,800	266,500
		<b>56,400</b>	<b>21,400</b>	<b>22,300</b>	<b>18,500</b>	<b>16,600</b>	<b>14,700</b>	<b>23,300</b>	<b>14,700</b>	<b>14,700</b>	<b>10,900</b>	<b>18,500</b>	<b>11,800</b>	<b>9,900</b>	<b>12,800</b>	<b>266,500</b>
		56,400	21,400	22,300	18,500	16,600	14,700	23,300	14,700	14,700	10,900	18,500	11,800	9,900	12,800	266,500
4	栃木県市選挙管理委員会連合会	35,900	17,300	18,000	15,900	14,800	14,200	18,100	13,800	13,500	11,600	15,800	12,100	11,300	13,000	225,300
		<b>35,900</b>	<b>17,300</b>	<b>18,000</b>	<b>15,900</b>	<b>14,800</b>	<b>14,200</b>	<b>18,100</b>	<b>13,800</b>	<b>13,500</b>	<b>11,600</b>	<b>15,800</b>	<b>12,100</b>	<b>11,300</b>	<b>13,000</b>	<b>225,300</b>
		35,900	17,300	18,000	15,900	14,800	14,200	18,100	13,800	13,500	11,600	15,800	12,100	11,300	13,000	225,300
合計	令和7年度申請額	3,773,300	1,583,700	1,647,300	1,416,400	1,286,400	1,189,900	1,711,400	1,192,500	1,158,200	918,500	1,410,300	995,900	881,200	1,084,800	20,249,800
	①令和7年度決定額	<b>3,773,300</b>	<b>1,583,700</b>	<b>1,647,300</b>	<b>1,416,400</b>	<b>1,286,400</b>	<b>1,189,900</b>	<b>1,711,400</b>	<b>1,192,500</b>	<b>1,158,200</b>	<b>918,500</b>	<b>1,410,300</b>	<b>995,900</b>	<b>881,200</b>	<b>1,084,800</b>	<b>20,249,800</b>
	②令和6年度決定額	3,789,300	1,590,700	1,654,300	1,422,400	1,292,400	1,195,900	1,719,400	1,198,500	1,163,200	922,500	1,416,300	1,000,900	885,200	1,088,800	20,339,800
	① - ②	△ 16,000	△ 7,000	△ 7,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 6,000	△ 8,000	△ 6,000	△ 5,000	△ 4,000	△ 6,000	△ 5,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 90,000

## 令和7年度法令外負担金について（概要）

## 1 法令外負担金申請状況

## (1) 市町関連団体

ア 申請団体数 34団体

※申請辞退団体 2団体

- ・No. 18 栃木県土地区画整理事業連合協議会
- ・No. 20 栃木県下水汚泥資源化推進協議会

イ 負担金申請額（34団体）

（単位：円）

	市	町	合計	前年度決定額 との比較
平年度分	50,499,300	10,669,100	61,168,400	1,324,500

※単年度分申請なし

※増額申請団体 2団体

- ・No. 5 栃木県保育協議会
- ・No. 14 一般社団法人栃木県農業会議

## (2) 市関連団体

ア 申請団体数 4団体

イ 負担金申請額（4団体）

（単位：円）

	市（合計）	前年度決定額 との比較
平年度分	20,249,800	△ 90,000

※単年度分申請なし

## 2 法令外負担金審議経過等

- (1) 審議方針 原則、前年度決定額を基準とする。
- (2) アンケート 申請団体の事業等の評価のため、各市町財政担当課にアンケートを実施。  
なお、アンケート結果でヒアリング実施基準に該当する団体はなかった。
- (3) ヒアリング 増額申請の市町関連2団体に実施。
- (4) 審議経過 令和6年11月26日 幹事会(各市町財政担当課長で構成)による審議
- (5) 最終決定 令和7年 1月14日 市長会議  
1月29日 町村長会議
- (6) 各団体・市町通知 1月末

### 3 法令外負担金審議幹事会の審議結果

#### (1) 市町関連団体

##### ア 幹事会査定額（34団体）

（単位：円）

	市	町	合計	申請額 との比較	前年度決定額 との比較
平年度分	50,007,750	10,471,150	60,478,900	△ 689,500	635,000
単年度分	0	0	0	0	0
合計	50,007,750	10,471,150	60,478,900	△ 689,500	635,000

##### イ 団体ごとの審議結果

- ① 審議方針どおり（前年度決定額以下）の申請団体 32団体

[審議結果] すべての団体について申請どおり認める

- ② 前年比増額申請の団体 2団体

- ・ No. 5 栃木県保育協議会（前年度比+144,500円）

[増額申請理由]

上部団体である全国保育協議会の会費（施設数等割）が、事業拡充に伴い、現在の5,000円から2,000円増額されるため。なお、県協議会は、私立保育園に対しても同様の増額負担を求めている。

[審議結果]

申請どおり認める。

全国保育協議会の会費は、県協議会が施設数に応じて負担しなければならない必要経費であり、また、繰越金はあるものの必要額以下の状態が続くことが見込まれるため、上記のとおりとする。

- ・ No. 14 一般社団法人栃木県農業会議（前年度比+1,379,000円）

[増額申請理由]

新規事業の地域計画策定後の支援や既存事業の拡充など、業務増加に伴い職員1人を増員（約500万円の増額）するため。市町支援事業に対して応分の負担を求めるものであり、残りの負担は県に求める。

[審議結果]

増額申請分の50%に当たる689,500円の増額を認める。

業務増加に伴う人員増に対し、各市町農業委員会において特に異論は出ていない。一方、今後の収支状況について、一般正味財産が過去3か年平均で毎年約250万円増加しており、申請があった市町・県の合計で500万円の増額に対し、その半分にあたる一般正味財産増加相当額250万円が充当可能と考えられるため、上記のとおりとする。

[付帯条件]

- ・ R7 年度予算において県補助金の増額が実現しなかった場合は、R8 年度予算において県補助金の増額を強く要求すること。
- ・ 今後一般正味財産が増加する場合は、負担金を請求する際に市町の負担軽減について検討すること。
- ・ R7 年度の事業実績を報告し、計画と乖離がある場合は、R8 年度分申請時において事業内容・負担金等の見直しを検討すること。

(2) 市関連団体

ア 幹事会査定額（4 団体）

（単位：円）

	市（合計）	申請額との比較	前年度決定額との比較
平年度分	20,249,800	0	△ 90,000

イ 団体ごとの審議結果

- ① 審議方針どおり（前年度決定額以下）の申請団体 全4 団体  
[審議結果] すべての団体について申請どおり認める。

令和7年度法令外負担金申請団体一覧(市町関連)

(1)平年度分

① 申請団体(34団体)

(単位:円)

番号	団体名	申請額 (A)	幹事会査定額 (B)	差額 (B-A)	前年度決定額 (C)	前年度比較 (B-C)
1	栃木県人権擁護委員連合会	3,749,000	3,749,000	0	3,749,000	0
2	(公財)栃木県消防協会	5,131,500	5,131,500	0	5,131,500	0
3	栃木県連合戸籍住民基本台帳事務協議会	259,100	259,100	0	259,100	0
4	(社福)栃木県社会福祉協議会	500,500	500,500	0	500,500	0
5	栃木県保育協議会	807,500	807,500	0	663,000	144,500
6	栃木県民生委員児童委員協議会	3,696,000	3,696,000	0	3,696,000	0
7	栃木県精神保健福祉会	694,700	694,700	0	694,700	0
8	栃木県公衆衛生協会	121,000	121,000	0	121,000	0
9	栃木県がん集検協議会	37,500	37,500	0	37,500	0
10	栃木県清掃事業連絡協議会	124,700	124,700	0	124,700	0
11	(公社)日本水道協会栃木県支部	199,400	199,400	0	200,100	△ 700
12	栃木県市町保健師業務研究会	518,000	518,000	0	518,100	△ 100
13	栃木県浄化槽推進協議会	464,000	464,000	0	492,000	△ 28,000
14	(一社)栃木県農業会議	9,295,400	8,605,900	△ 689,500	7,916,400	689,500
15	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	999,400	999,400	0	999,400	0
16	栃木県県土整備事業協議会	3,619,000	3,619,000	0	3,619,000	0
17	栃木県地区用地対策連絡協議会	244,400	244,400	0	244,400	0
19	栃木県下水道協会	459,900	459,900	0	459,900	0
21	栃木県公立学校施設整備期成会	61,800	61,800	0	61,800	0
22	栃木県市町村教育委員会連合会	1,241,300	1,241,300	0	1,241,300	0
23	栃木県中学校長会	823,200	823,200	0	834,400	△ 11,200
24	栃木県小学校長会	1,831,500	1,831,500	0	1,842,500	△ 11,000
25	栃木県公立小中学校教頭会	1,542,800	1,542,800	0	1,552,200	△ 9,400
26	栃木県公民館連絡協議会	1,699,900	1,699,900	0	1,699,900	0
27	栃木県中学校体育連盟	6,800,600	6,800,600	0	6,800,600	0
28	栃木県連合学校保健会	700,300	700,300	0	710,200	△ 9,900
29	栃木県養護教育研究会	249,500	249,500	0	252,000	△ 2,500
30	栃木県社会教育委員協議会	171,100	171,100	0	171,100	0
31	栃木県スポーツ推進委員協議会	1,460,000	1,460,000	0	1,460,000	0
32	栃木県公共図書館協会	331,200	331,200	0	331,200	0
33	栃木県特別支援学校教育振興会	329,200	329,200	0	328,400	800
34	栃木県中学校文化連盟	328,000	328,000	0	334,000	△ 6,000
35	(公社)栃木県防犯協会	8,677,000	8,677,000	0	8,679,000	△ 2,000
36	(公社)被害者支援センターとちぎ	4,000,000	4,000,000	0	4,000,000	0
	計	61,168,400	60,478,900	△ 689,500	59,724,900	754,000

② 申請辞退団体(2団体)

番号	団体名	申請額 (A)	幹事会査定額 (B)	差額 (B-A)	前年度決定額 (C)	前年度比較 (B-C)
18	栃木県土地区画整理事業連合協議会	0	0	0	119,000	△ 119,000
20	栃木県下水汚泥資源化推進協議会	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	119,000	△ 119,000

<b>平年度合計</b>	<b>61,168,400</b>	<b>60,478,900</b>	<b>△ 689,500</b>	<b>59,843,900</b>	<b>635,000</b>
--------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	----------------

(2)単年度分

番号	団体名	申請額 (A)	幹事会査定額 (B)	差額 (B-A)	前年度決定額 (C)	前年度比較 (B-C)
	なし	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

<b>単年度合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
--------------	----------	----------	----------	----------	----------

<b>総計</b>	<b>61,168,400</b>	<b>60,478,900</b>	<b>△ 689,500</b>	<b>59,843,900</b>	<b>635,000</b>
-----------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	----------------

# ◎市町関連団体 アンケート集計表

(%)

団体名	①予算額（財団・社団・公法人にあっては、負担金充当事業の予算額）に対する負担金額の割合が極端に低く、事業収入・会費（個人）収入がある団体			②県が負担金・補助金を削減した団体			③繰越金等が累積増加している団体			④事業が縮小傾向にあり、必要性が少なく滞っている団体			⑤社会情勢や環境変化に対応した事業効率化が滞っている団体		
	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当
1 栃木県人権擁護委員連合会	0.0	8.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0
2 (公財)栃木県消防協会	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	8.0	92.0
3 栃木県連合戸籍住民基本台帳事務協議会	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
4 (社福)栃木県社会福祉協議会	0.0	20.0	80.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	8.0	92.0
5 栃木県保育協議会	14.3	9.5	76.2	0.0	4.8	95.2	0.0	9.5	90.5	0.0	9.5	90.5	0.0	4.8	95.2
6 栃木県民生委員児童委員協議会	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0
7 栃木県精神保健福祉会	0.0	16.0	84.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0
8 栃木県公衆衛生協会	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0
9 栃木県がん集検協議会	0.0	8.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	4.0	8.0	88.0	0.0	4.0	96.0
10 栃木県清掃事業連絡協議会	0.0	8.0	92.0	0.0	12.0	88.0	0.0	12.0	88.0	0.0	8.0	92.0	0.0	8.0	92.0
11 (公社)日本水道協会 栃木県支部	0.0	13.6	86.4	0.0	4.5	95.5	0.0	4.5	95.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
12 栃木県市町保健師業務研究会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
13 栃木県浄化槽推進協議会	0.0	0.0	100.0	0.0	12.5	87.5	0.0	16.7	83.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
14 (一社)栃木県農業会議	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	8.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
15 (公社)とちぎ環境・みどり推進機構	4.0	12.0	84.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0
16 栃木県県土整備事業協議会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0
17 栃木県地区用地対策連絡協議会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0
18 栃木県土地区画整理事業連合協議会	(申請辞退)														
19 栃木県下水道協会	0.0	16.7	83.3	0.0	4.2	95.8	0.0	4.2	95.8	0.0	4.2	95.8	0.0	4.2	95.8
20 栃木県下水汚泥資源化推進協議会	(申請辞退)														
21 栃木県公立学校施設整備期成会	0.0	0.0	100.0	0.0	8.0	92.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0
22 栃木県市町村教育委員会連合会	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	12.0	88.0	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0
23 栃木県中学校長会	4.0	12.0	84.0	0.0	12.0	88.0	0.0	8.0	92.0	0.0	16.0	84.0	4.0	12.0	84.0
24 栃木県小学校長会	4.0	12.0	84.0	0.0	12.0	88.0	0.0	8.0	92.0	0.0	16.0	84.0	4.0	12.0	84.0
25 栃木県公立小中学校教頭会	4.0	12.0	84.0	0.0	12.0	88.0	0.0	8.0	92.0	0.0	16.0	84.0	4.0	12.0	84.0
26 栃木県公民館連絡協議会	0.0	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0	0.0	8.0	92.0
27 栃木県中学校体育連盟	0.0	4.0	96.0	0.0	20.0	80.0	0.0	8.0	92.0	0.0	16.0	84.0	0.0	24.0	76.0
28 栃木県連合学校保健会	0.0	4.0	96.0	0.0	12.0	88.0	0.0	8.0	92.0	0.0	16.0	84.0	0.0	16.0	84.0
29 栃木県養護教育研究会	4.0	8.0	88.0	0.0	12.0	88.0	0.0	8.0	92.0	0.0	12.0	88.0	0.0	12.0	88.0
30 栃木県社会教育委員協議会	0.0	4.0	96.0	0.0	4.0	96.0	0.0	8.0	92.0	0.0	4.0	96.0	4.0	4.0	92.0
31 栃木県スポーツ推進委員協議会	0.0	0.0	100.0	4.0	0.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
32 栃木県公共図書館協会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	12.0	88.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
33 栃木県特別支援学校教育振興会	4.0	16.0	80.0	0.0	16.0	84.0	0.0	8.0	92.0	0.0	16.0	84.0	0.0	24.0	76.0
34 栃木県中学校文化連盟	0.0	8.0	92.0	0.0	16.0	84.0	4.0	12.0	84.0	0.0	16.0	84.0	0.0	20.0	80.0
35 (公社)栃木県防犯協会	0.0	8.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
36 (公社)被害者支援センターとちぎ	4.0	4.0	92.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0

※ 各法令外負担金申請団体の評価については、負担金の該当する市町のみ記入

令和7年度法令外負担金申請団体一覧(市関連)

(1) 平年度分

① 申請団体(4団体)

(単位:円)

番号	団体名	申請額 (A)	幹事会査定額 (B)	差額 (B-A)	前年度決定額 (C)	前年度比較 (B-C)
1	栃木県市長会	18,875,000	18,875,000	0	18,965,000	△ 90,000
2	栃木県市議会議長会	883,000	883,000	0	883,000	0
3	栃木県都市監査委員会	266,500	266,500	0	266,500	0
4	栃木県市選挙管理委員会連合会	225,300	225,300	0	225,300	0
計		20,249,800	20,249,800	0	20,339,800	△ 90,000

平年度合計	20,249,800	20,249,800	0	20,339,800	△ 90,000
-------	------------	------------	---	------------	----------

総計	20,249,800	20,249,800	0	20,339,800	△ 90,000
----	------------	------------	---	------------	----------

◎市関連団体 アンケート集計表

(%)

団体名	①予算額に対する負担金額の割合が極端に低く、事業収入・会費(個人)収入がある団体			②県が行財政改革等により負担金・補助金を削減した団体			③繰越金等が累積増加している団体			④事業が縮小傾向にあり、必要性が少なくなっている団体			⑤社会情勢や環境変化に対応した事業効率化が滞っている団体		
	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当	該当	どちらともいえない	非該当
1 栃木県市長会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
2 栃木県市議会議長会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
3 栃木県都市監査委員会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
4 栃木県市選挙管理委員会連合会	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0

※ 各法令外負担金申請団体の評価については、負担金の該当する市のみ記入

## 令和7年度栃木県市長会事業計画（案）

### 1 会議等の開催

#### (1) 市長会議

##### ① 定例会

年4回開催し、会員市の相互の連絡調整を行い、地方自治の円滑な運営と興隆発展を図る。

##### ② 臨時会

必要に応じ、臨時に会議を開催する。

#### (2) 副市長会議

定例会を年1回開催するほか、必要と認めたときに臨時会を開催し、都市行政の推進に関する調査、研究及び情報の交換を行い、相互の緊密な連絡調整を図る。

#### (3) 秘書担当課長連絡会議

市長会議開催前に年4回開催し、提出議案等の協議、会議のペーパーレス化等の検討を行う。

#### (4) 秘書担当係長会議

各市秘書担当係長相互と市長会事務局の連絡体制の充実、及び秘書担当係長事務の研修事業として開催する。

#### (5) 法令外負担金合同幹事会

各種団体の法令外負担金等について調査・審議し、市費負担の合理化及び適正化を図る。

### 2 事業

#### (1) 調査研究事業

##### 市長調査研究

地方分権が一層推進され、地域の特性に応じた自立的経営が求められる中で、行政課題に対して先進的に取り組んでいる自治体の調査・研究を行う。

#### (2) 研修会

##### ① 秘書担当課長研修会（市長調査研究と合同）

##### ② 秘書事務担当者研修会

##### ③ 保険事務担当者研修会

##### ④ 副市町長等研修会（町村会・市町村振興協会と共催）

### 3 要望活動・実行運動

春・秋の要望のほか全国市長会等の関係団体と緊密なる連携のもとに、提言等の実現をはかるため、随時、国及び県等に実行運動を行う。

### 4 天機奉伺及び御機嫌奉伺

毎年7月～9月に那須御用邸にて行う。

## 令和7年度 栃木県市長会 年間行事日程（案）

（令和7年1月14日現在）

### 1 市長会議

- 第1回 令和7年 5月 8日（木） 10：00～ 宇都宮市（自治会館） 〈要望〉  
11：30～ 懇談会（昼食）
- 第2回 令和7年 7月29日（火） 14：00～ 那須烏山市 〈決算、法令外〉  
15：30～ 視察  
17：00～ 知事を囲む懇談会（宴席）
- 第3回 令和7年10月23日（木） 15：30～ 足利市 〈要望〉  
17：00～17：45 視察  
（イルミネーション事業）
- 第4回 令和8年 1月14日（水） 10：00～ 宇都宮市（自治会館） 〈予算〉  
11：30～ 知事を囲む懇談会（昼食）

### 2 副市長会議

- 令和7年 8月22日（金） 15：00～ ホテル東日本（宇都宮市）  
17：00～ 懇談会（宴席）

### 3 秘書担当課長連絡会議 ※状況に応じてオンライン開催に切換え

- 令和7年 7月 4日（金） 16：00～ 宇都宮市（自治会館） 〈決算、法令外〉  
17：30～ 懇親会
- 令和7年10月 3日（金） 13：30～ 宇都宮市（自治会館） 〈要望〉
- 令和7年12月18日（木） 13：30～ 宇都宮市（自治会館） 〈予算〉
- 令和8年 3月18日（水） 13：30～ 宇都宮市（自治会館） 〈要望〉

### 4 秘書担当係長会議

- 令和7年 5月16日（金） 15：30～ 宇都宮市（自治会館）

### 5 市長調査研究（視察）

- 令和8年2月4日（水）～5日（木） 視察先未定

## 6 各種研修会

- (1) 市町村副市町長等研修 令和7年11月 6日(木) 宇都宮市(自治会館)
- (2) 秘書担当課長研修会 令和8年 2月 4日(水)～5日(木) ※市長調査研究と合同
- (3) 秘書事務担当者研修会 令和7年 6月26日(木) 場所未定
- (4) 保険事務担当者研修会 令和7年 9月 3日(水) 宇都宮市(自治会館)  
(各市総務課・人事課・学校関係課等担当者)

## 7 天機奉伺・御機嫌奉伺

令和7年7月～9月頃 那須御用邸

## 8 その他

- (1) 県への要望活動 春季：令和7年 5月19日(月)  
(正副会長) 秋季：令和7年11月 4日(火) ※町村会と合同
- (2) 法令外負担金合同幹事会議 令和7年11月21日(金) 宇都宮市(自治会館)  
(各市町財政担当課長)

# 令和7年度 市長会（全国・関東支部・栃木県）関連主要日程（案） R7.1.14時点

開催予定期日	栃木県市長会関連会議	会 場	関東支部関連会議	会 場	全国市長会関連会議	会 場
4月 9日（水）			11:00 役員会	ルポール麴町	13:30 理事会	全国都市会館
4月10日（木）					10:00 各支部・都道府県市長会 事務局長等連絡会議	全国都市会館
4月17日（木）			11:00 事務局長会議	ルポール麴町		
5月 8日（木）	10:00 第1回市長会議	自治会館				
5月13日（火）			13:30 役員会	山梨県富士吉田市 ハイランドリゾートホテル		
5月14日（水）			10:00 総会			
5月19日（月）	14:00 知事への要望提出 （正副会長）					
5月16日（金）	15:30 秘書担当係長会議	自治会館				
5月27日（火）（仮）	PM 栃木県市町村長会議、懇親会	県公館				
6月 3日（火）					10:30 理事・評議員合同会議 （旧役員）	日本都市センター会館
					13:00 第1～第4分科会	ルポール麴町ほか
					15:30 市長フォーラム	ニッショーホール
6月 4日（水）					10:00 全国市長会議 各委員会（新役員）	ホテルニューオータニ
6月20日（金） （未定）					15:00 北海道・東北・関東地区 市長会事務局長会議	宮城県
6月26日（木）	10:30 秘書事務担当者研修	未定				
7月4日（金）	16:00 秘書担当課長連絡会議 17:30 懇親会	自治会館				
7月16日（水）					10:00 各委員会	全国都市会館ほか
					13:00 理事・評議員合同会議	日本都市センター会館
7月17日（木） 7月18日（金）			15:30 事務局長会議 （都市職員災害 共済共催）	山梨県甲州市 勝沼ぶどうの丘		
7月29日（火）	14:00 第2回市長会議 15:30 視察 17:00 知事を囲む懇談会	那須烏山市				
7～9月 [未定]	天機奉伺・御機嫌奉伺	那須御用邸				

開催予定期日	栃木県市長会関連会議	会 場	関東支部関連会議	会 場	全国市長会関連会議	会 場
8月22日（金）	15:00 （市長会）副市長会議 17:00 懇談会	ホテル東日本 （宇都宮市）				
8月28日（木）（仮）	PM 栃木県政策懇談会	県公館				
9月 3日（水）	10:00 共済・損害保険担当者会議	自治会館				
9月19日（金）			事務局長会議	ルポール麴町		
10月 3日（金）	13:30 秘書担当課長連絡会議	自治会館				
10月 9日（木）					9:30 全国都市問題会議	栃木県宇都宮市 （ライトキューブ宇都宮）
10月10日（金）						
10月16日（木） 10月17日（金）			役員会 （詳細未定）	山梨県笛吹市 ホテル春日居		
10月23日（木）	15:30 第3回市長会議	足利市				
11月4日（火）	15:30 知事への要望提出 （正副会長）※町村会と合同	県庁				
11月 6日（木）	13:30 市町村副市町長等研修（振興）	自治会館				
11月12日（水）					13:00 各委員会	全国都市会館ほか
11月13日（木）					13:00 理事・評議員合同会議	日本都市センター会館
11月21日（金）	13:30 法令外負担金審議幹事会（共催）	自治会館				
12月18日（木）	13:30 秘書担当課長連絡会議	自治会館				
12月					未定 （必要に応じて）政府予 算対策に係る理事会等	全国都市会館
1月14日（水）	10:00 第4回市長会議 11:30 知事を囲む懇談会	自治会館				
1月28日（水）					10:00 各委員会 13:30 理事・評議員合同会議	都内 都内
2月 4日（水） 2月 5日（木）	未定 市長調査研究 秘書担当課長研修会	未定				
2月17日（火） 2月18日（水）			事務局長会議	山梨県甲府市 シャトレーズホテル談露館		
3月18日（水）	13:30 秘書担当課長連絡会議	自治会館				

## 令和7年度市長等選挙一覧

### ○市長

市名	任期満了	告示日	投票日
佐野市	4月16日	4月6日	4月13日
さくら市	4月23日	4月6日	4月13日
足利市	5月12日	4月13日	4月20日
真岡市	5月14日	4月20日	4月27日
日光市	5月22日	4月20日	4月27日
那須烏山市	11月5日		

### ○町長

町名	任期満了	告示日	投票日
高根沢町	4月20日	4月8日	4月13日
那珂川町	11月5日		
市貝町	11月21日		

令和7年度

栃木県市長会一般会計歳入歳出予算

(案)

栃木県市長会

## 令和7年度栃木県市長会一般会計予算

令和7年度栃木県市長会の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,693千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年1月14日提出

栃木県市長会長 佐藤 栄一

第1表 歳入歳出予算

歳 入 <span style="float: right;">(単位:千円)</span>			歳 出 <span style="float: right;">(単位:千円)</span>		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 分担金及び負担金		22,400	1 会議費		1,585
	1 負担金	22,400		1 会議費	1,585
2 補助金		8,721	2 総務費		26,372
	1 助成金	8,721		1 総務管理費	26,372
3 繰入金		1	3 事業費		2,489
	1 基金繰入金	1		1 政務費	2,488
4 繰越金		1,560		2 自治振興費	1
	1 繰越金	1,560	4 諸支出金		2,047
5 諸収入		11	1 諸支出金		2,047
	1 預金利子	11		5 予備費	
			1 予備費		200
歳 入 合 計		32,693	歳 出 合 計		32,693

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1 分担金及び負担金	22,400	21,924	476	
2 補助金	8,721	8,721	0	
3 繰入金	1	1	0	
4 繰越金	1,560	350	1,210	
5 諸収入	11	2	9	
歳入合計	32,693	30,998	1,695	

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1 会議費	1,585	1,595	△ 10	
2 総務費	26,372	24,713	1,659	
3 事業費	2,489	2,451	38	
4 諸支出金	2,047	2,039	8	
5 予備費	200	200	0	
歳出合計	32,693	30,998	1,695	

2 歳 入

第 1 款 分担金及び負担金

第 1 項 負担金

(単位:千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負 担 金	22,400	21,924	476	1 各 市 負 担 金	18,875	法令外負担金請求予定額 (均等割 50% 人口割 50%)
				2 人 件 費 負 担 金	3,525	栃木県町村会
計	22,400	21,924	476			

第 2 款 補 助 金

第 1 項 助 成 金

(単位:千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 助 成 金	8,721	8,721	0	1 振 興 協 会 金 助 成 金	7,460	栃木県市町村振興協会 団体活動助成金 研修助成金 地域活性化センター会費助成金
				2 全 国 市 長 会 等 助 成 金	1,261	全国市長会助成金 都市生協加入促進費 共済保険会議等助成金
計	8,721	8,721	0			

第 3 款 繰 入 金

第 1 項 基 金 繰 入 金

(単位:千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1	1	0	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1	
計	1	1	0			

第 4 款 繰 越 金

第 1 項 繰 越 金

(単位:千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	1,560	350	1,210	1 前 年 度 繰 越 金	1,560	
計	1,560	350	1,210			

第 5 款 諸 収 入

第 1 項 預 金 利 子

(単位:千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預 金 利 子	11	2	9	1 普 通 預 金 利 子	1	
				2 財 政 調 整 基 金 運 用 利 子	10	
計	11	2	9			

3 歳 出

第 1 款 会 議 費  
第 1 項 会 議 費

(単位:千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市長会議費	807	817	△ 10	10 需用費	634	食糧費
				13 使用料及び借賃	173	会場借上料
2 副市長会議費	697	697	0	7 報償費	300	講師謝金
				10 需用費	268	食糧費
				13 使用料及び借賃	129	会場借上料
3 秘書担当課長会議費	65	65	0	10 需用費	15	食糧費
				13 使用料及び借賃	50	会場借上料
4 秘書担当係長会議費	16	16	0	10 需用費	3	食糧費
				13 使用料及び借賃	13	会場借上料
計	1,585	1,595	△ 10			

第 2 款 総 務 費  
第 1 項 総 務 管 理 費

(単位:千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般管理費	26,372	24,713	1,659	1 給料	9,106	事務局職員
				2 職員手当等	6,370	事務局職員
				3 共済費	2,723	厚生年金 健康保険 職員厚生費
				7 報償費	150	退任市長記念品代等
				8 旅費	400	職員旅費
				9 交際費	100	市長への慶弔費等
				10 需用費	175	消耗品費・食糧費 印刷製本費 修繕費
				11 役務費	207	通信運搬費 手数料 広告料
				13 使用料及び借賃	2,169	事務所使用料 会議室借上料 事務機器等賃借料
				17 備品購入費	1	
				18 負担金・補助及び交付金	4,971	事務組合人件費負担金 関東支部負担金 都市問題会議負担金
計	26,372	24,713	1,659			

第3款 事業費  
第1項 政務費

(単位:千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調査研究費	1,438	1,414	24	8 旅 費	797	市長調査研究旅費
				10 需 用 費	325	市長調査研究食糧費
				11 役 務 費	29	市長調査研究手数料
				13 使用料及び 賃 借 料	287	市長調査研究使用料等
2 研 修 費	1,050	1,036	14	8 旅 費	618	秘書担当課長研修旅費
				10 需 用 費	388	秘書担当課長研修 秘書事務担当者研修 共済事務担当者研修
				11 役 務 費	24	市長調査研究手数料
				13 使用料及び 賃 借 料	20	会議室借上料
1項計	2,488	2,450	38			

第2項 自治振興費

(単位:千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 情報発信費	1	1	0	11 役 務 費	1	費目存置
2項計	1	1	0			
事業費計	2,489	2,451	38			

第4款 諸支出金

第1項 諸支出金

(単位:千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 諸支出金	2,037	2,037	0	18 負担金・補助 及び交付金	2,037	地域活性化センター会費 各種団体会費
2 基金積立金	10	2	8	24 基金積立金	10	財政調整基金への 運用利息積立
計	2,047	2,039	8			

第5款 予備費

第1項 予備費

(単位:千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 予 備 費	200	200	0	予 備 費	200	
計	200	200	0			

参考 財政調整基金の状況と見込

(単位:千円)

令和6年度末 残高	令和7年度末 残高	比較	主な増減要因
7,185	7,194	9	取崩額 1 積立額 10

## 令和7年度 栃木県市長会 歳入歳出予算（案）

### 1 予算編成方針

国は令和7年度予算の基本方針において、足元の物価高に対応しつつ、賃金上昇の普及・定着や地方創生2.0の起動、少子化・こども政策の着実な実施など、重要な政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行うとしている。

こうした中、各市においては、物価高によるコスト増など厳しい財政状況の中で、健全な財政運営を維持しつつ、人口減少対策・少子化対策をはじめとする様々な課題への取組が必要となっており、令和6年度の「法令外負担金審議の基本方針」においては、「原則、前年度決定額を基準とし、事業の評価や、物価高騰によるコスト増などに対する市町負担の必要性を精査し、法令外負担金の適正化を図る。」とされた。

このような状況を踏まえ、本会の令和7年度の予算編成に当たっては、引き続き、調査研究や要望活動、各市の連携強化などに取り組むこととし、歳出においてはコスト増に対して事務効率化を図るなど縮減に努めるとともに、歳入においては前年度繰越金を活用し、各市の負担増を抑えながら、今年度同様の事業実施を前提とした予算編成とする。

#### (1) 歳入について

令和7年度の各市負担金については、令和6年度の予算額（請求額）と同額で申請し、申請額どおり決定されたところである。

歳入においては、これまで、法令外負担金の決定額に対して、コロナ禍による事業中止により増加傾向にあった前年度繰越金及び財政調整基金の活用を図り、各市負担金予算額（請求額）の縮減を図ってきた。

令和7年度予算については予算総額が増となっているが、前年度繰越金を活用することにより、各市負担金については令和6年度と同額としている。なお、財政調整基金については、これまでの活用により、コロナ禍前の適切な水準に戻っていることから、繰入れは行わないこととする。

法令外負担金（各市負担金総額）の推移

（単位：千円）

年度	当初予算 総額	法令外負担金 決定額	前年度 繰越金	基金 繰入金	各市負担金 予算額(請求額)	基金 期末残高
R 2	32,016	18,307	1	436	18,307	12,579
R 3	31,555	18,307	2,054	1	16,253	15,630
R 4	29,059	18,307	4,908	7,903	4,576	7,966
R 5	29,017	17,385	1,800	782	14,776	7,185
R 6	30,994	18,965	350	1	18,875	7,185
R 7	32,693	18,875	1,560	1	18,875	7,194

## (2) 歳出について

歳出においては、給与改定に伴う職員給与・手当の増や諸経費の増に対応する一方、歳出抑制のため、事務の効率化などに取り組む。

## 2 歳入・歳出の総額

(単位：千円)

	R 7年度	R 6年度	前年度比	主な増減要因
歳入 合計	32,693	30,998	+1,695	<u>分担金及び負担金 +476</u> ・ 給与改定に伴う町村会からの人件費負担金の増 <u>繰越金 +1,210</u> ・ 令和5年度及び令和6年度の不用額の増に伴う前年度繰越金の増
歳出 合計	32,693	30,998	+1,695	<u>総務費 +1,659</u> ・ 給与改定に伴う給料、手当、総合事務組合への人件費負担金等の増 ・ システム保守料、振込手数料の増 ・ 法令外負担金審議関連費用の増(町村会と隔年負担)

## ※参考 財政調整基金の状況と見込み

(単位：千円)

令和7年度末 残高	令和6年度末 残高	前年度比	主な増減要因
7,194	7,185	+9	・ 取崩額 $\Delta 1$ ・ 積立額(預金利子) +10